

日光市国民保護計画

平成29年3月

日 光 市

目 次

第1編	総 論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	2
第3章	市の事務の大綱等	4
第4章	市の地理的、社会的特徴	6
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	11
1	武力攻撃事態	11
2	緊急対処事態	11
第2編	平素からの備えや予防	12
第1章	組織・体制の整備等	12
第1	市における組織・体制の整備	12
1	市の各部課等における平素の業務	12
2	市職員の参集基準等	12
3	消防機関の体制	14
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	15
第2	関係機関との連携体制の整備	16
1	基本的考え方	16
2	県との連携	16
3	近接市町村との連携	17
4	指定公共機関等との連携	17
5	ボランティア団体等に対する支援	18
第3	通信の確保	18
第4	情報収集・提供等の体制整備	19
1	基本的考え方	19
2	警報等の伝達に必要な準備	20
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	21
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	22
第5	研修及び訓練	22
1	研修	22
2	訓練	23

第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	25
1	避難に関する基本的事項	25
2	避難実施要領のパターンの作成	25
3	救援に関する基本的事項	26
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	26
5	避難施設の指定への協力	26
6	生活関連等施設の把握等	26
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	27
1	市における備蓄	27
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	28
第4章	国民保護に関する啓発	28
1	国民保護措置に関する啓発	28
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	29
第3編	武力攻撃事態等への対処	30
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	30
1	事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置	30
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	31
第2章	市対策本部の設置等	32
1	市対策本部の設置	32
2	通信の確保	34
第3章	関係機関相互の連携	35
1	国・県の対策本部との連携	35
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	36
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	36
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	36
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	37
6	市の行う応援等	37
7	ボランティア団体等に対する支援等	38
8	住民への協力要請	38
第4章	警報及び避難の指示等	39
第1	警報の伝達等	39
1	警報の内容の伝達等	39
2	警報の内容の伝達方法	39
3	緊急通報の伝達及び通知	40
第2	避難住民の誘導等	40
1	避難の指示の通知・伝達	40
2	避難実施要領の策定	41
3	避難住民の誘導	42

第5章	救援	60
1	救援の実施	60
2	関係機関との連携	60
3	救援の内容	61
第6章	安否情報の収集・提供	62
1	安否情報の収集	62
2	県に対する報告	63
3	安否情報の照会に対する回答	63
4	日本赤十字社に対する協力	64
第7章	武力攻撃災害への対処	64
第1	武力攻撃災害への対処	64
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	64
2	武力攻撃災害の兆候の通報	65
第2	応急措置等	65
1	退避の指示	65
2	警戒区域の設定	66
3	応急公用負担等	67
4	消防に関する措置等	67
第3	生活関連等施設における災害への対処等	69
1	生活関連等施設の安全確保	69
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	69
第4	NBC攻撃による災害への対処	70
1	NBC攻撃による災害への対処	70
第8章	被災情報の収集及び報告	73
第9章	保健衛生の確保その他の措置	73
1	保健衛生の確保	73
2	廃棄物の処理	74
第10章	国民生活の安定に関する措置	75
1	生活関連物資等の価格安定	75
2	避難住民等の生活安定等	75
3	生活基盤等の確保	75
第11章	特殊標章等の交付及び管理	76
第4編	復旧等	78
第1章	応急の復旧	78
1	基本的考え方	78
2	公共的施設の応急の復旧	78
第2章	武力攻撃災害の復旧	79

第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	79
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	70
2	損失補償及び損害補償	80
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	80
第5編	緊急対処事態への対処	81
1	緊急対処事態	81
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	81

資 料 編

(資料1) 国民保護関係機関一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(資料2) 日光市国民保護対策本部及び日光市緊急対処事態対策本部条例・・・・・・・・	7
(資料3) 日光市国民保護協議会条例・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(資料4) 日光市国民保護対策本部及び日光市緊急対処事態対策本部の組織 及び運営に関する要綱・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(資料5) 指定避難施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	24
(資料6) 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否 情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令・・・・・・・・	27
(資料7) 栃木県火災・災害等即報要領・・・・・・・・・・・・・・・・	36

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態への対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しにあたっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

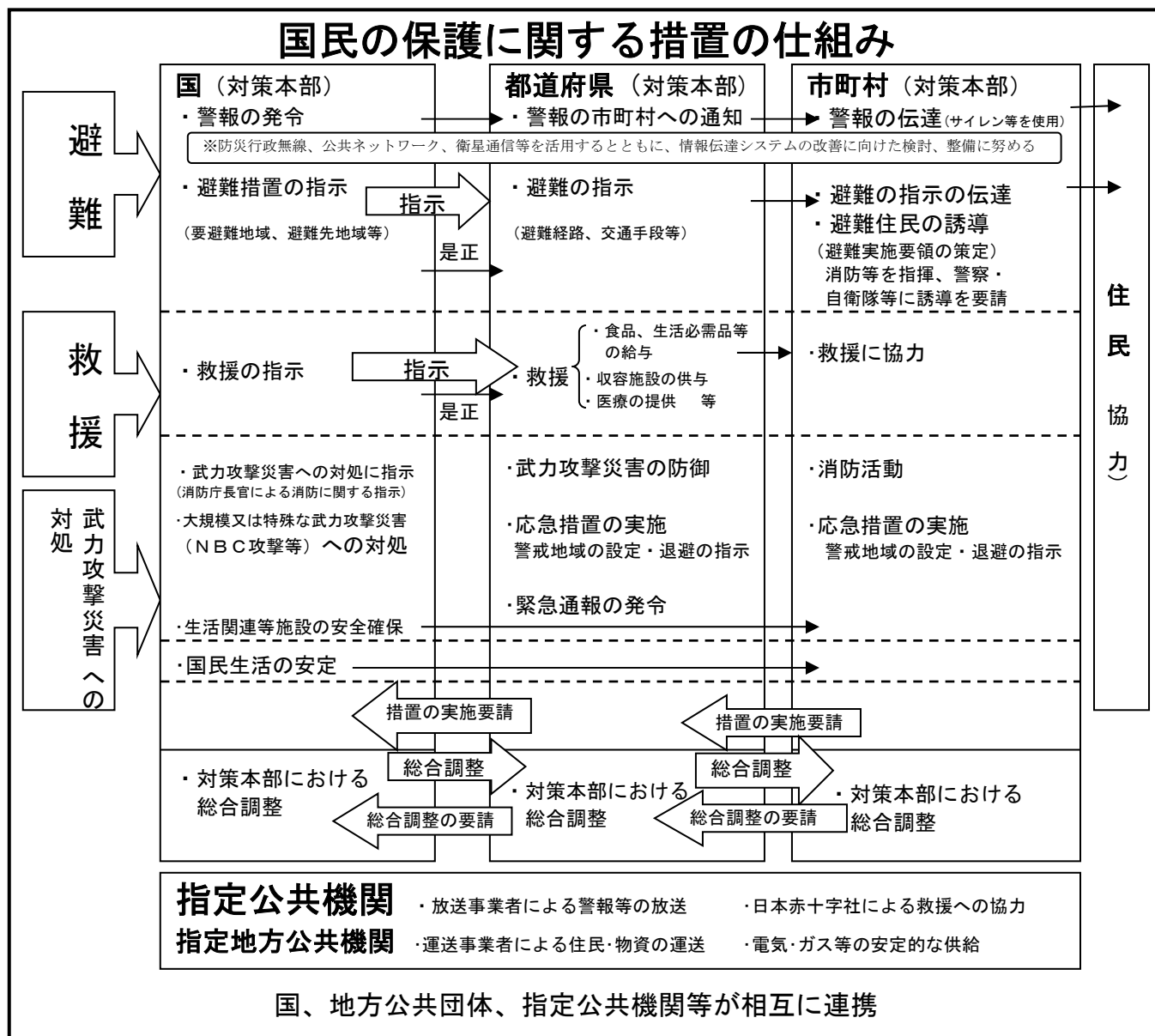
※【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 市の事務の大綱等

市は、国民保護措置の実施にあたり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

※【国民保護措置の全体の仕組み】



○市の事務

事 務 の 大 綱	
1	国民保護計画の作成
2	国民保護協議会の設置、運営
3	国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4	組織の整備、訓練
5	警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
6	救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
7	退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
8	水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
9	武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第4章 市の地理的、社会的特徴

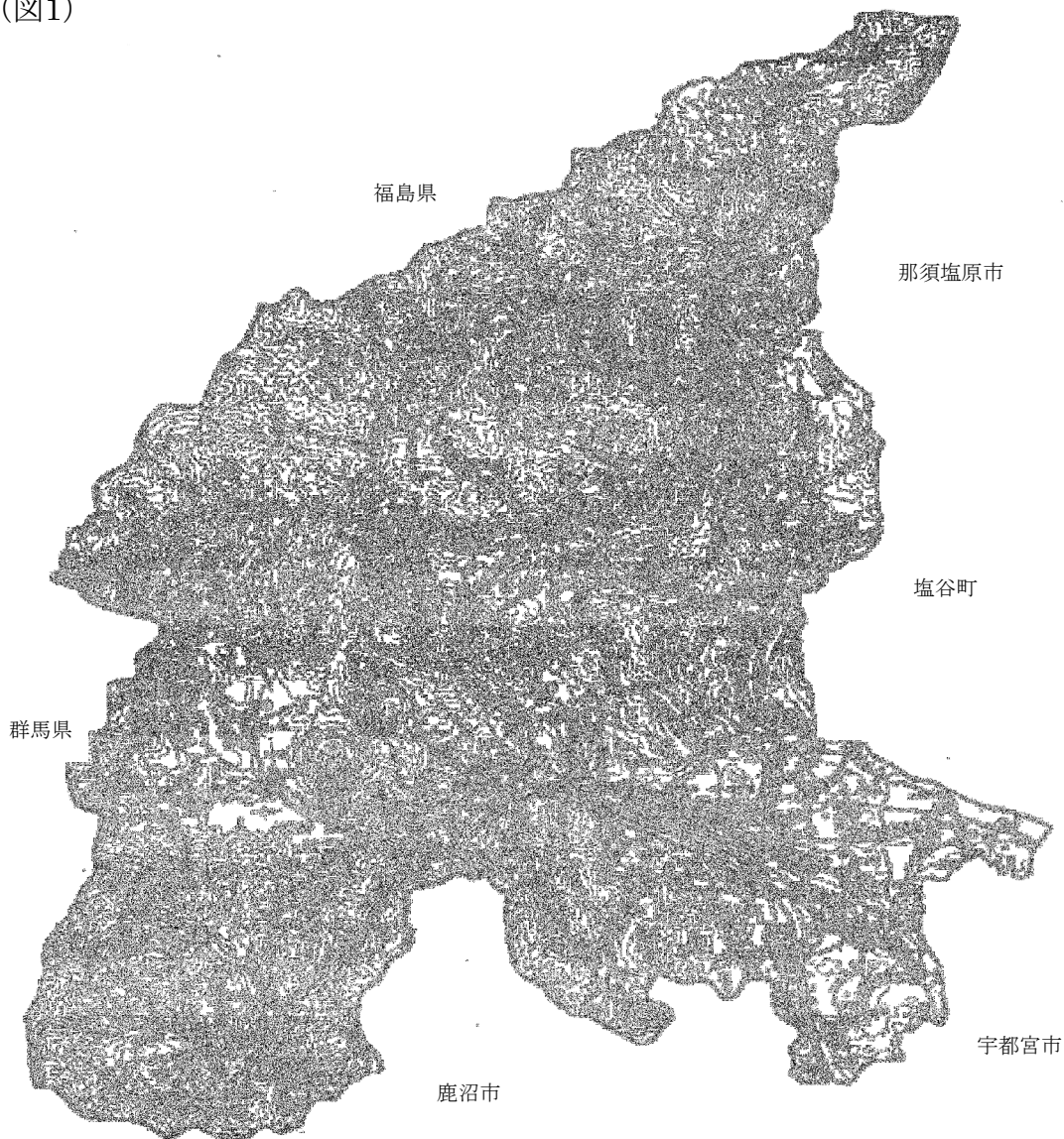
市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施にあたり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

当市は、栃木県の北西部に位置し、群馬県、福島県に接し、南は宇都宮市、鹿沼市に、西は群馬県みどり市、片品村、沼田市に、北は福島県桧枝岐村、南会津町に、東は那須塩原市、塩谷町に接している。

市の総面積は約1,450平方キロメートルで、県土のおよそ4分の1を占めるという、広大な面積を誇り、全国でも3番目の広さである。本邦は国土の約6割が森林面積であるが、当市においては約87%を占め、豊かな自然環境の源となっている。

(図1)

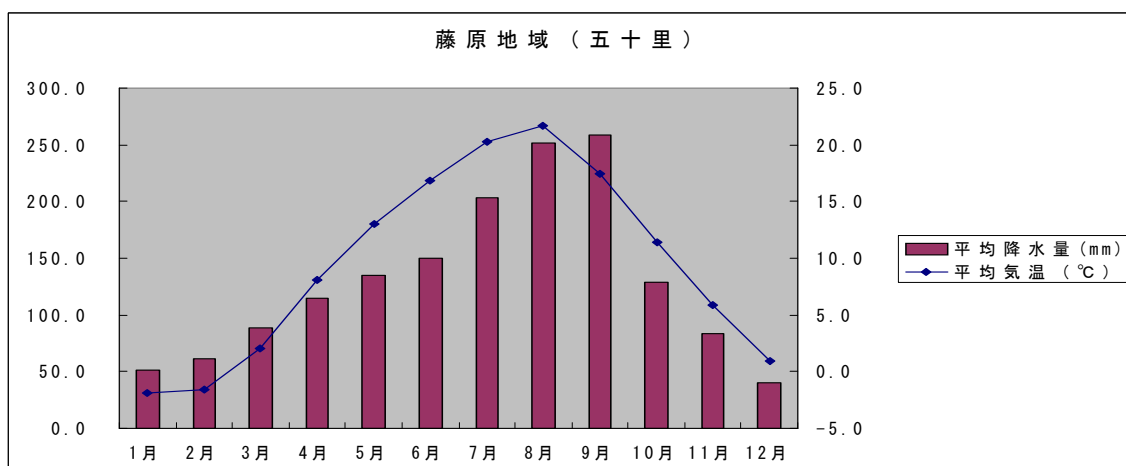
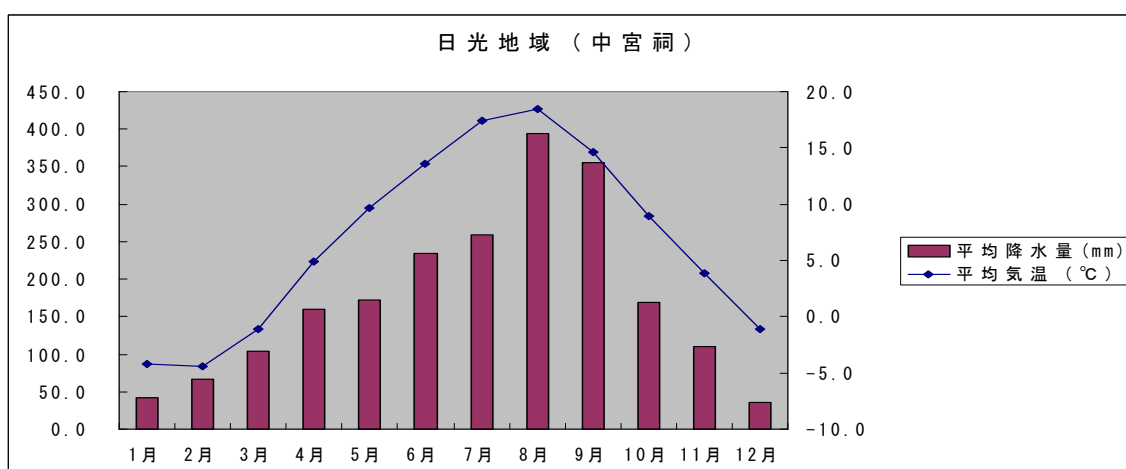
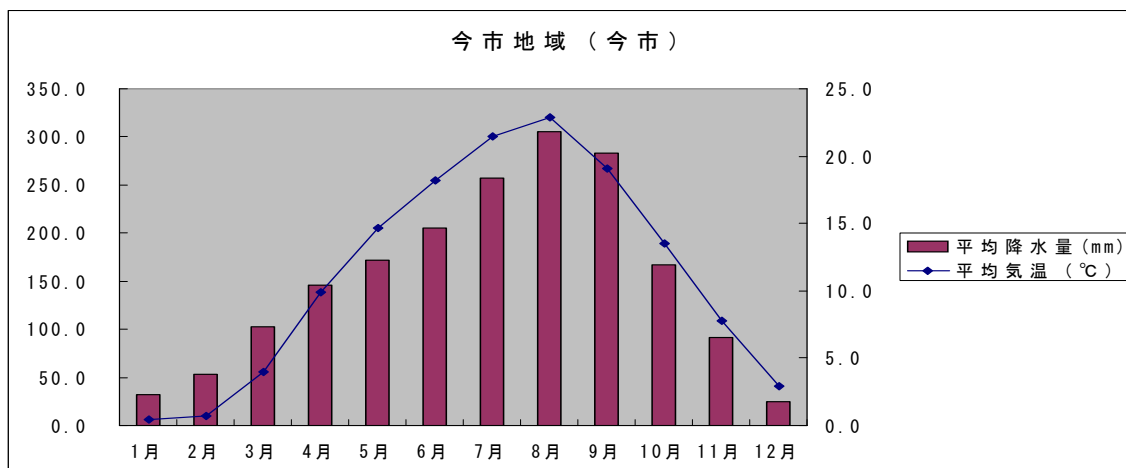


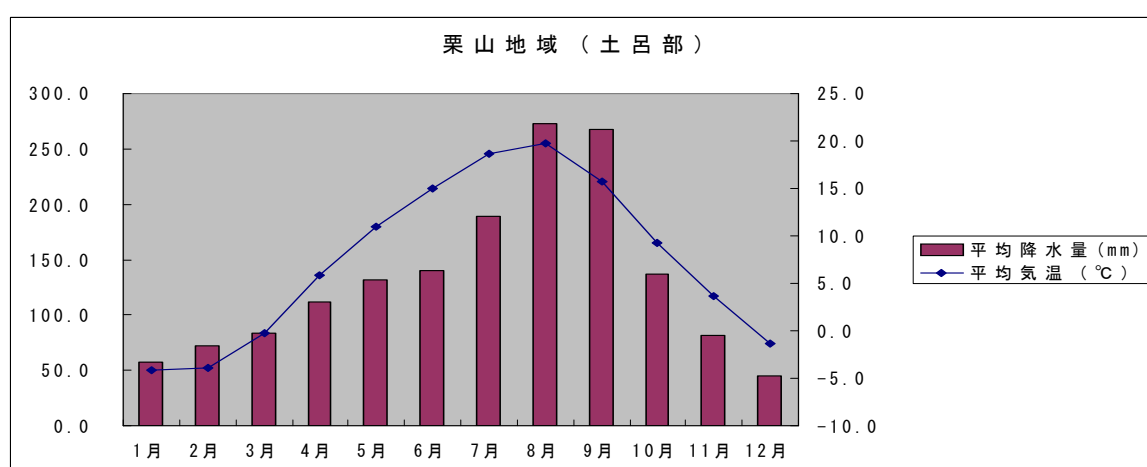
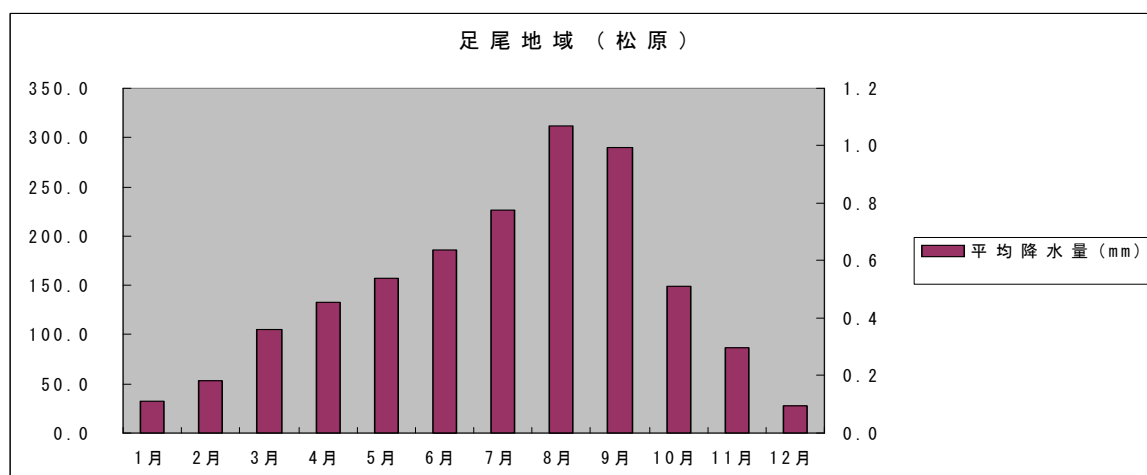
(図1)

(2) 気候

当市においては、北部と南西部に市域の大部分を占める山地が広がり、急峻な山岳地帯が形成されている。南部は、大谷川が運んだ土砂の堆積により形成された今市扇状地(平地)となっている。

標高は、一番高い白根山が2,578メートル、一番低い行川の谷が約200メートルで、その差は約2,380メートルにもなる。こうした山岳地帯から平地にいたる起伏に富んだ地形により、植物の垂直分布に象徴される自然環境の豊かさ、変化のある気候などが形成されている。(図2)





(図2)

(3) 人口分布

当市の人口は、平成 28 年 10 月 1 日現在 84,929 人（36,426 世帯）であり、今市地域が市の総人口の 70.0%を占めている。次いで日光地域の 15.6%、藤原地域の 10.5%、足尾地域の 2.4%、栗山地域の 1.5%の順となっている。

年齢別推計人口では、16 歳未満人口が総人口に占める割合は、11.2%、16 歳から 65 歳未満が 56.3%、65 歳以上にあつては 32.5%となっている。全国の 65 歳以上の人口割合は 27.3%であり、当市の高齢化率の高さを顕著に示している。（表 1）

（住民基本台帳：平成 28 年 10 月 1 日現在）

	日光市	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
人口（人）	85,268	59,686	13,261	8,923	2,081	1,317
うち 16 歳未満	9,572	7,487	1,184	746	95	60
うち 16～65 歳未満	48,019	34,887	6,837	4,749	879	667
うち 65 歳以上	27,677	17,312	5,240	3,428	1,107	590
面積（Km ² ）	1,449.83	243.53	320.89	272.26	185.79	427.36
人口密度（人/Km ² ）	58.81	245.09	41.33	32.77	11.20	3.08

(表1)

(4) 道路の位置等

国道 119 号及び国道 120 号のバイパスとして宇都宮市と当市を結ぶ延長 30.7 km の地域高規格道路である日光宇都宮道が市の東南部を通っている。

国道 119 号は、日光地域神橋を起点に今市地域中心部を通り国道 121 号と交差し、宇都宮市に抜けている。国道 121 号は鹿沼市から今市地域を抜け藤原地域を抜け福島県に通じている。又、神橋から国道 120 号は、日光地域いろは坂を通り群馬県に抜けている。日光地域細尾大谷橋から足尾方面に国道 122 号が延びている。(図 3)

(5) 鉄道の位置等

宇都宮駅と日光駅を結ぶ J R 日光線。東京浅草駅から東武日光駅まで、又、鬼怒川温泉駅を経由し新藤原駅まで延びている東武日光・鬼怒川線。新藤原駅と福島県会津高原尾瀬口駅を結ぶ野岩鉄道会津鬼怒川線。足尾地域には、間藤駅と群馬県桐生駅を結ぶわたらせ渓谷鉄道が通っている。

当市は、年間を通じ保養のための温泉施設、レジャー施設、又、世界遺産を見学に訪れる観光客は多く、各鉄道も観光路線としての役割が大きい。(図 3)



(6) その他

当市には昭和 31 年完成の当時日本一の高さを誇った五十里ダム、その西側に昭和 53 年完成の川治ダム、その上流には昭和 41 年完成の川俣ダム、水需要の増加に伴い平成 24 年に完成した湯西川ダムがある。この 4 つのダム郡は鬼怒川流域の治水や首都圏への利水に役立っている。

また、東京電力で増え続ける電力需要に応えるため揚水発電所として設計された栗山ダム及び今市ダムがある。昭和 34 年完成の中禅寺ダムは、華厳の滝上流にあり、中禅寺湖からの水量を調整し、華厳の滝へとつながる。これらは、温泉郷に近く観光地化され見学ツアーを催しているダムもある。(表 2)

ダム名		所在地	堤高 (m)	提頂長 (m)	提体積 (m ³)	総貯水容 量(m ³)	有効貯水 容量(m ³)	流域面積 (k m ²)	湛水面(ha)	発電(kw)
1	五十里ダム	左岸:日光市藤原字タテ原 右岸:日光市川治温泉川治	112.00	261.80	468,000	55,000,000	46,000,000	271.2	310.0	15,300
2	湯西川ダム	左岸:日光市西川先 右岸:日光市西川先	119.00	320.00	1,060,000	75,000,000	72,000,000	102.0	198.0	—
3	川治ダム	左岸:日光市川治温泉川治字数 右岸:日光市鬼怒川温泉滝	140.00	320.00	650,000	83,000,000	76,000,000	323.6	220.0	360
4	川俣ダム	左岸:日光市川俣字鬼怒泊 右岸:日光市川俣	117.00	131.00	147,000	87,600,000	73,100,000	179.4	259.0	27,000
5	栗山ダム	左岸:日光市今市大字佐下部字平田岳	97.50	340.00	2,517,000	7,070,000	6,200,000	0.9	32.0	1,050,000
6	今市ダム	左岸:日光市今市大字佐下部字東又 右岸:日光市今市大字佐下部字東又	75.50	177.00	192,000	9,100,000	6,200,000	14.8	38.0	1,050,000
7	中禅寺ダム	左岸:日光市中宮祠	6.40	25.1	2,000	25,100,000	22,800,000	125.0	1,140	—

(表2)

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている次の4類型を対象とする。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている次に掲げる事態例を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - ・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
 - ・ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - ・大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破
 - ・列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - ・水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - ・弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部課等における平素の業務

市の各部課等は、日光市国民保護対策本部及び日光市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する要綱（以下「市対策本部要綱」という。）に定める分担事務を的確かつ迅速に実施するため、平素においてもその準備のための業務を行う。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りながら、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
① 担当課体制	国民保護担当課職員が参集

② 緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③ 市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全ての部課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の全ての部課等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全ての部課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全ての部課等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

市対策本部長	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
市長	副市長	行政経営部長	総合政策部長
市対策副本部長	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
副市長	行政経営部長	総合政策部長	地域振興部長

市対策本部員	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
教育長	—	—	—
総合政策部長	総合政策課長	地方創生推進課長	秘書広報課長
地域振興部長	地域振興課長	日光行政センター所長	藤原行政センター所長
行政経営部長	総務課長	人事課長	財政課長
市民生活部長	生活安全課長	市民課長	保険年金課長
健康福祉部長	社会福祉課長	高齢福祉課長	人権・男女共同参画課長
観光部長	観光交流課長	観光振興課長	日光観光課
産業環境部長	商工課長	農林課長	環境課長
建設部長	都市計画課長	建設課長	維持管理課長
上下水道部長	下水道課長	水道課長	—
教育次長	教育総務課長	学校教育課長	生涯学習課長
消防長	消防本部総務課長	消防本部予防課長	消防本部警防課長
議会事務局長	議事課長	—	—
会計管理者	選挙管理委員会 事務局長	監査委員事務局長	農業委員会事務局長

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに定めるものとする。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (国民保護法第159条 第1項)	特定物資の収用に関する事。 (国民保護法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (国民保護法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (国民保護法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (国民保護法第113条第1項・5項)
損害補償 (国民保護法第160条)	国民への協力要請によるもの (国民保護法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (国民保護法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (国民保護法第6条、175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、日光市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に

行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するにあたり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備にあたっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保にあたっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・ 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・ 通信訓練を行うにあたっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

・ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
・ 国民に情報を提供するにあたっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めるとともに、防災行政無線のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑦ 居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

2 死亡した住民

（上記①～⑥に加えて）

- ⑩ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑪ 死体の所在

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡にあたる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡にあたる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施にあたっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するにあたっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練にあたっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等にあたり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行

うため必要となる訓練の実施を促す。

- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導にあたっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29

日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施にあたっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室の設置

① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

② 「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、「緊急事態連絡室」を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、「緊急事態連絡室」は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整にあたりとともに、現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

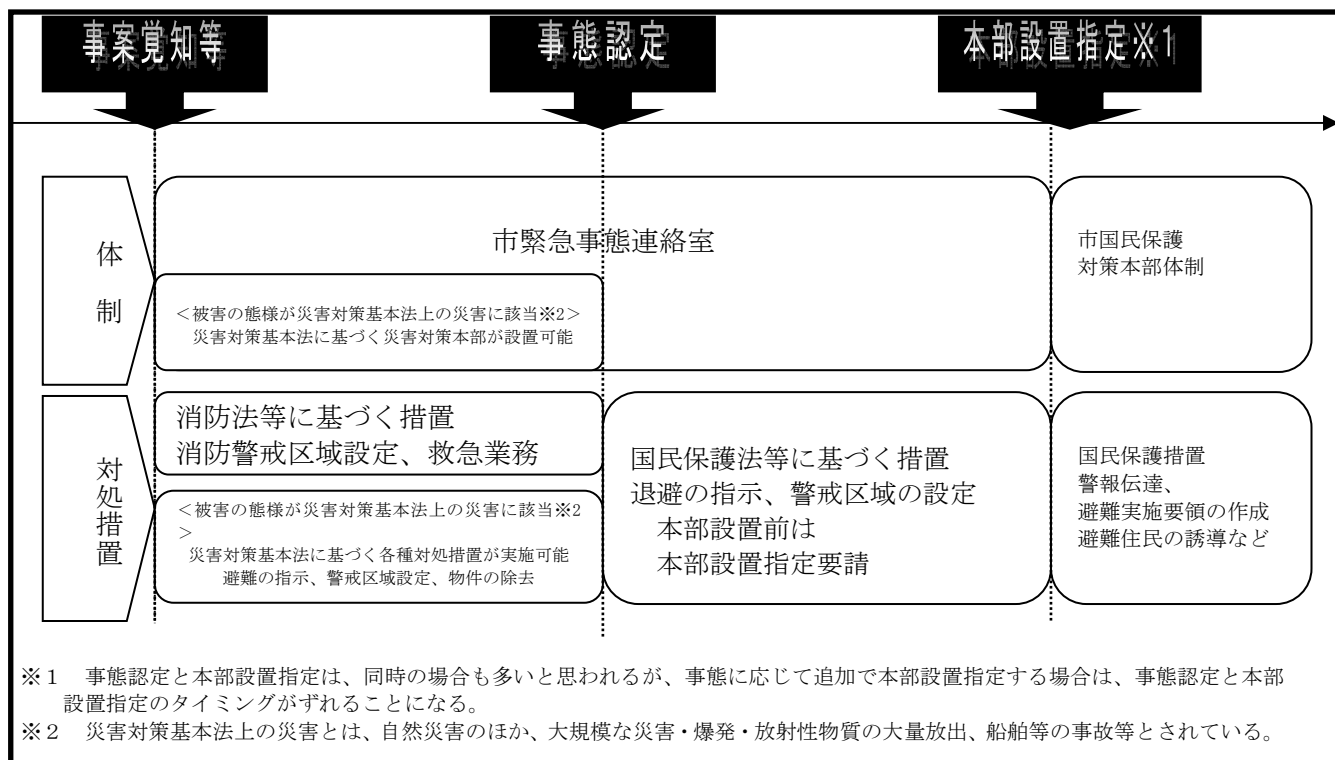
また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。



2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。

また、市の区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は、日光市国民保護対策本部条例及び日光市緊急対処事態対策本部条例（平成18年日光市条例第302号）及び市対策本部要綱の定めるところによる。

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置にあたる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施にあたっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市

現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長を通じて、当該区域を担当区域とする方面総監等を介し、防衛大臣に連絡する。

② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合

には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

- ① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.nikko.lg.jp>）に警報の内容を掲載する。

2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線等で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線及び広報車等並びにホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの方法も活用する。

- (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要援護者の避難方法の決定 (避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

※【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応がとれるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整にあたらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要

援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導にあたっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混

雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、そのとるべき行動を周知することが主な内容となる。
(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

国 知 市	対策本部長 事 長	警報の発令、避難措置の指示 (その他、記者会見等による国民への情報提供)
		避難の指示
		避難実施要領の策定

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定にあたっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整にあたることとする。

- 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

- 昼間の市街地において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

- ※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、市街地の中心部、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

避難実施要領

日光市長

平成〇年〇月〇日〇時間〇分現在

緊急処理事態のパターン(化学剤等散布)

1 事態の状況

発生時期	平成〇年〇月〇日〇時〇分
発生場所	〇〇市〇〇地区〇〇
実行の主体	〇〇〇〇
事案の概要と被害状況	〇〇〇に対して化学剤(〇〇剤と思われる)が大量に〇〇〇に散布され、多数の負傷者が発生し、現在犯人と思われるグループは当事案発生後逃走し、〇〇〇に人質を取り籠っている
措置状況	屋内退避の指示を近隣住民等に広報し、関係機関と連携し情報収集にあたっている。対策本部及び現地対策本部を〇時〇分に設置
気象状況	天候:気温〇〇℃ 風向 〇〇 風速 〇〇m/s

2 避難

① 避難の指示、方法

要避難地域	〇〇市(町村)△△地区			
要避難者	所在地名	〇〇市△△地区		
	一般避難者	〇名	避難行動要支援者	◇名
	要配慮者	△名		
一時集合場所	集合場所名	〇〇地区体育館	集合時間	〇時〇分
	集合手段	原則徒歩での移動とし、要配慮者については近隣住民が補助を行い迅速に集合すること		
避難先地域等	施設名	〇〇市(町村)△△地区□□体育館		
	所在地	〇〇市(町村)△△地区□□		
	連絡先	〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇		
	収容可能数	〇〇〇名		
避難開始日時	平成〇年〇月〇日〇時〇分			
避難終了(予定)日時	平成〇年〇月〇日〇時〇分			
主要な避難の経路	国道〇〇道、県道△△道(別添地図参照)			
避難のための交通手段	輸送手段	□□なお、要配慮者については〇〇〇で輸送する		
	台数等	〇〇台		
	輸送可能人数	一台あたり〇〇人		
関係機関の措置(国、自衛隊、県 等)	国	〇時〇分に県からの報告及び犯行声明の分析に基づき、〇〇〇〇国テロリストグループによるテロと判断、対策本部を設置し自衛隊に対し、化学防護隊の出動及び人員・地域の除染活動を実施するよう下命するとともに、県に対し避難の措置を指示した。		
	県	〇時〇分に国からの避難の措置の指示を受け、〇時〇分に市(町)に対し避難指示を行い、また、〇時〇分に現地対策本部に合流した。		
	消防	〇時〇分に市、県から連絡を受け、〇時〇分に現地対策本部に合流。住民の退避誘導に対応するとともに、負傷者の救急救助活動を行っている。		
	自衛隊	〇時〇分に国からの下命を受けて、〇時〇分に化学防護隊及び隊員を現地に派遣した。		
	警察	〇時〇分に住民から連絡及び市、県から連絡を受け、〇時〇分に現地対策本部に合流。住民の退避誘導に対応するとともに、現場周辺の警戒を行っている。		

② 避難住民の誘導				
市(町)対策本部等	対策本部	設置日	平成〇年〇月〇日〇時〇分設置	
		所在地	〇〇市役所(役場)△△庁舎内 □階	
		連絡先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	現地対策本部	設置日	平成〇年〇月〇日〇時〇分設置	
		所在地	〇〇地区□□	
		連絡先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
市(町)職員の配置	一時集合場所	〇〇公園出入りに配置	人数	〇人
	避難経路	〇〇道路沿いに配置	人数	〇人
	避難所	〇〇学校体育館出入りに配置	人数	〇人
	職員間の連絡方法	携帯電話、無線機		
住民等への伝達、誘導	担当職員は広報車、防災メール、防災行政無線、報道機関等を用いて、対象地域の住民に対して避難内容を伝達する。 また、自治会長、自主防災組織リーダー、消防団長等に戸たたき、電話呼びかけの実施の依頼を行う。			
3 避難の実施に必要な事項				
職員の心得	職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保ち、単独行動を避け、不審な事象や不審者を発見した場合は、避難住民及び誘導員の安全を確保した上で、必要に応じ警告・指示を行い、警察等に通報する。 また、化学剤に汚染される恐れがある場合は防護服等を着用し、二次被害を防止し、風向等に注意する。			
住民に周知する留意事項	電気、ガス等の元栓を締め、戸締りを確実に実施すること			
	頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、防止などを着用すること			
	パスポートや運転免許証など身分証明書を必ず携行し、非常持ち出し袋などを持参すること			
	風下に注意すること			
	各メディア情報等を確認し、避難誘導員の指示に従い落ち着いて行動すること			

避難実施要領

日光市長

平成〇年〇月〇日〇時間〇分現在

緊急処理事態のパターン(大規模集客施設等)

1 事態の状況

発生時期	平成〇年〇月〇日〇時〇分
発生場所	〇〇市〇〇地区〇〇
実行の主体	武装集団
事案の概要と被害状況	〇〇〇デパートに対して武装集団が爆発物をもって立て籠もり、人質も確認されているが、負傷者等については不明。また、人質解放の条件として身代金と逃走車両を要求している。
措置状況	屋内退避の指示を近隣住民等に広報し、関係機関と連携し情報収集にあたっている。対策本部及び現地対策本部を〇時〇分に設置
気象状況	天候: 気温〇〇℃ 風向 〇〇 風速 〇〇m/s

2 避難

① 避難の指示、方法

要避難地域	〇〇市(町村)△△地区			
要避難者	所在地名	〇〇市△△地区		
	一般避難者	〇名	避難行動要支援者	◇名
	要配慮者	△名		
一時集合場所	集合場所名	〇〇地区体育館	集合時間	〇時〇分
	集合手段	原則徒歩での移動とし、要配慮者については近隣住民が補助を行い迅速に集合すること。		
避難先地域等	施設名	〇〇市(町村)△△地区□□体育館		
	所在地	〇〇市(町村)△△地区□□		
	連絡先	〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇		
	収容可能数	〇〇〇名		
避難開始日時	平成〇年〇月〇日〇時〇分			
避難終了(予定)日時	平成〇年〇月〇日〇時〇分			
主要な避難の経路	国道〇〇道、県道△△道(別添地図参照)			
避難のための交通手段	輸送手段	□□なお、要配慮者については〇〇〇で輸送する		
	台数等	〇〇台		
	輸送可能人数	一台あたり〇〇人		
関係機関の措置(国、自衛隊、県 等)	国	〇時〇分に県からの報告を受け、対策本部を設置し、自衛隊に対し、隊員の出動を下命するとともに、県に対し避難の措置を指示した。		
	県	〇時〇分に国からの避難の措置の指示を受け、〇時〇分に市(町)に対し避難指示を行い、また、〇時〇分に現地対策本部に合流した。		
	消防	〇時〇分に市、県から連絡を受け、〇時〇分に現地対策本部に合流。住民の退避誘導に対応するとともに、負傷者の救急救助活動を行っている。		
	自衛隊	〇時〇分に国からの下命を受けて、〇時〇分に隊員を現地に派遣した。		
	警察	〇時〇分に住民から連絡及び市、県から連絡を受け、〇時〇分に現地対策本部に合流。爆発物処理班を待機させるとともに、住民の退避誘導、現場周辺の警戒を行っている。		
	〇〇デパート	〇時〇分に襲撃を受けた際に、従業員及び客の避難誘導を実施した。		

② 避難住民の誘導				
市(町)対策本部等	対策本部	設置日	平成○年○月○日○時○分設置	
		所在地	○○市役所(役場)△△庁舎内 □階	
		連絡先	○○○-○○○-○○○○	
	現地対策本部	設置日	平成○年○月○日○時○分設置	
		所在地	○○地区□□	
		連絡先	○○○-○○○-○○○○	
市(町)職員の配置	一時集合場所	○○地区公民館出入りに配置	人数	○人
	避難経路	○○道路沿いに配置	人数	○人
	避難所	○○学校体育館出入りに配置	人数	○人
	職員間の 連絡方法	携帯電話、無線機		
住民等への伝達、誘導	担当職員は広報車、防災メール、防災行政無線、報道機関等を用いて、対象地域の住民に対して避難内容及びデパート付近に近寄らないよう伝達し、自治会長、自主防災組織リーダー、消防団長等に戸たき、電話呼びかけの実施の依頼を行う。			
3 避難の実施に必要な事項				
職員の心得	職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保ち、単独行動を避け、不審な事象や不審者を発見した場合は、避難住民及び誘導員の安全を確保した上で、必要に応じ警告・指示を行い、警察等に通報する。			
住民に周知する留意事項	電気、ガス等の元栓を締め、戸締りを確実に実施すること			
	頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、防止などを着用すること			
	パスポートや運転免許証など身分証明書を必ず携行し、非常持ち出し袋などを持参すること			
	現場付近に近寄らないこと			
	各メディア情報等を確認し、避難誘導員の指示に従い落ち着いて行動すること			

避難実施要領

日光市長

平成〇年〇月〇日〇時間〇分現在

武力攻撃事態のパターン(ゲリラや特殊部隊による攻撃)

1 事態の状況

発生時期	平成〇年〇月〇日〇時〇分
発生場所	〇〇市〇〇地区〇〇
実行の主体	〇〇国特殊部隊
事案の概要と被害状況	〇年〇月〇日、住民から〇〇地区において、小銃を携帯している7～8名の集団が〇〇方面へ向かったとの目撃情報が多数寄せられた。
措置状況	武力攻撃の兆候と判断し、対策本部を設置、〇〇地区及び〇〇地区の住民に対し屋内退避を指示。また、本件について県に報告するとともに〇〇地区及び〇〇地区の住民を市他地区へ避難させることについて意見具申した。
気象状況	天候:気温〇〇℃ 風向 〇〇 風速 〇〇m/s

2 避難

① 避難の指示、方法

要避難地域	〇〇市(町村)△△地区、□□地区			
要避難者	所在地名	〇〇市△△地区		
	一般避難者	〇名	避難行動要支援者	◇名
	要配慮者	△名		
	所在地名	〇〇市□□地区		
	一般避難者	〇名	避難行動要支援者	◇名
	要配慮者	△名		
一時集合場所	集合場所名	〇〇地区体育館	集合時間	〇時〇分
	集合手段	原則徒歩での移動とし、要配慮者については近隣住民が補助を行い迅速に集合すること		
避難先地域等	施設名	〇〇市(町村)△△地区□□体育館		
	所在地	〇〇市(町村)△△地区□□		
	連絡先	〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇		
	収容可能数	〇〇〇名		
避難開始日時	平成〇年〇月〇日〇時〇分			
避難終了(予定)日時	平成〇年〇月〇日〇時〇分			
主要な避難の経路	国道〇〇道、県道△△道(別添地図参照)			
避難のための交通手段	輸送手段	□□なお、要配慮者については〇〇〇で輸送する		
	台数等	〇〇台		
	輸送可能人数	一台あたり〇〇人		
関係機関の措置(国、自衛隊、県 等)	国	〇時〇分に県からの報告をうけた対策本部を設置し、自衛隊に対し、当該特殊部隊の掃討作戦を下命するとともに、県に対し避難の措置を指示した。		
	県	〇時〇分に国からの避難の措置の指示を受け、〇時〇分に市(町)に対し避難指示を行った。また、〇時〇分に現地対策本部に合流した。		
	消防	〇時〇分に市、県から連絡を受け、〇時〇分に現地対策本部に合流。住民の退避誘導に対応している。		
	自衛隊	〇時〇分に国からの下命を受けて、〇時〇分に隊員を現地に派遣、掃討作戦を開始。		
	警察	〇時〇分に住民から連絡及び市、県から連絡を受け、〇時〇分に現地対策本部に合流。住民の退避誘導に対応するとともに、現場周辺の警戒を行っている。		

② 避難住民の誘導				
市(町)対策本部等	対策本部	設置日	平成〇年〇月〇日〇時〇分設置	
		所在地	〇〇市役所(役場)△△庁舎内 □階	
		連絡先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	現地対策本部	設置日	平成〇年〇月〇日〇時〇分設置	
		所在地	〇〇地区□□	
		連絡先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
市(町)職員の配置	一時集合場所	〇〇公園出入りに配置	人数	〇人
	避難経路	〇〇道路沿いに配置	人数	〇人
	避難所	〇〇学校体育館出入りに配置	人数	〇人
	職員間の連絡方法	携帯電話、無線機		
住民等への伝達、誘導	担当職員は広報車、防災メール、防災行政無線、報道機関等を用いて、対象地域の住民に対して避難内容を伝達する。 また、自治会長、自主防災組織リーダー、消防団長等に戸たたき、電話呼びかけの実施の依頼を行う。			
3 避難の実施に必要な事項				
職員の心得	職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保ち、単独行動を避け、周囲を警戒し、不審な事象や不審者を発見した場合は、避難住民及び誘導員の安全を確保した上で、必要に応じ警告・指示を行い、警察等に通報する。			
住民に周知する留意事項	電気、ガス等の元栓を締め、戸締りを確実に実施すること			
	頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、防犯などを着用すること			
	パスポートや運転免許証など身分証明書を必ず携帯し、非常持ち出し袋などを持参すること			
	不審人物等を発見した際にはパニックにならず、近くにいる職員等に通報すること			
	各メディア情報等を確認し、避難誘導員の指示に従い落ち着いて行動すること			

避難実施要領

日光市長

平成〇年〇月〇日〇時間〇分現在

武力攻撃事態のパターン(航空攻撃)

1 事態の状況

発生時期	平成〇年〇月〇日〇時〇分
発生場所	〇〇市〇〇地区〇〇
実行の主体	〇〇国
事案の概要と被害状況	〇年〇月〇日、国交悪化の一途をたどっていた〇国から戦闘機が接近しているとの報告を受け国は全国瞬時警報システム及びエムネットを通じて全国に避難の措置等を指示し
措置状況	全国情報通信システム及びエムネット起動後、直ちに防災行政無線により屋内避難を伝達すると共に追加情報を放送、更に〇〇、〇〇テレビ、〇〇放送を利用して詳細情報を住民へ伝達した。また、搭載しているミサイルの種類(NBC等)、攻撃箇所によって、避難等について、今後の措置を検討する。
気象状況	天候:気温〇〇℃ 風向 〇〇 風速 〇〇m/s

2 避難

① 避難の指示、方法

要避難地域	全国			
要避難者	所在地名	市内		
	一般避難者	〇名	避難行動要支援者	◇名
	要配慮者	△名		
一時集合場所	集合場所名		集合時間	
	集合手段			
避難先地域等	施設名	自宅または近くの堅牢な建屋内		
	所在地			
	連絡先			
	収容可能数			
避難開始日時	平成〇年〇月〇日〇時〇分			
避難終了(予定)日時	平成〇年〇月〇日〇時〇分			
主要な避難の経路				
避難のための交通手段	輸送手段	徒歩		
	台数等			
	輸送可能人数			
関係機関の措置(国、自衛隊、県 等)	国	〇時〇分に〇国の戦闘機の接近を受け、これを武力攻撃予測事態と判断し、武力攻撃事態対処法第9条に基づく対処基本方針を定めるとともに、内閣に武力攻撃事態等対策本を設置し、自衛隊に対し、迎撃作戦を下命するとともに、全県に対し全国瞬時警報システム及びエムネットによって避難の措置を指示した。		
	県	〇時〇分に国からの避難の措置の指示を受け、〇時〇分に市(町)に対し屋内避難の指示を行った。また、〇時〇分に現地対策本部に合流した。		
	消防	〇時〇分に市、県から連絡を受け、〇時〇分に対策本部に合流。住民の退避誘導に対応。		
	自衛隊	〇時〇分に国からの下命を受けて、〇時〇分に迎撃体制を構築。		
	警察	〇時〇分に住民から連絡及び市、県から連絡を受け、〇時〇分に対策本部に合流。住民の退避誘導に対応。		

② 避難住民の誘導				
市(町)対策本部等	対策本部	設置日	平成〇年〇月〇日〇時〇分設置	
		所在地	〇〇市役所(役場)△△庁舎内 □階	
		連絡先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	現地対策本部	設置日		
		所在地		
		連絡先		
市(町)職員の配置	退避経路	〇〇道路沿いに配置	人数	〇人
	職員間の 連絡方法	携帯電話、無線機		
住民等への伝達、誘導	担当職員は広報車、防災メール、防災行政無線、報道機関等を用いて、対象地域の住民に対して避難内容を伝達する。			
3 避難の実施に必要な事項				
職員の心得	職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保ち、単独行動を避け、不審な事象を発見した場合は、避難住民及び誘導員の安全を確保した上で、必要に応じ警告・指示を行い、警察等に通報する。 また、NBCに汚染される恐れがある場合は防護服等を着用し、二次被害を防止し、風向等に注意する。			
住民に周知する留意事項	電気、ガス等の元栓を締め、戸締りを確実に実施すること			
	頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、防止などを着用すること			
	パスポートや運転免許証など身分証明書を必ず携行し、非常持ち出し袋などを持参すること			
	風下に注意すること			
	各メディア情報等を確認し、避難誘導員の指示に従い落ち着いて行動すること			

避難実施要領

日光市長

平成〇年〇月〇日〇時間〇分現在

武力攻撃事態のパターン(弾道ミサイル)

1 事態の状況

発生時期	平成〇年〇月〇日〇時〇分
発生場所	〇〇市〇〇地区〇〇
実行の主体	〇〇国
事案の概要と被害状況	〇年〇月〇日、国交悪化の一途をたどっていた〇国が、〇国〇基地に配備されている弾道ミサイルに燃料注入の動きがあるとの情報を得て警戒していたところ、発射されたとの報告を受け国は全国瞬時警報システム及びエムネットを通じて全国に避難の措置等を指示した。
措置状況	全国情報通信システム及びエムネット起動後、直ちに防災行政無線により屋内避難を伝達すると共に追加情報を放送、更に〇〇、〇〇テレビ、〇〇放送を利用して詳細情報を住民へ伝達した。また、ミサイルの種類(NBC等)、着弾の可否、着弾箇所によって避難等について、今後の措置を検討する。
気象状況	天候:気温〇〇℃ 風向 〇〇 風速 〇〇m/s

2 避難

① 避難の指示、方法

要避難地域	全国			
要避難者	所在地名	市内		
	一般避難者	〇名	避難行動要支援者	◇名
	要配慮者	△名		
一時集合場所	集合場所名		集合時間	
	集合手段			
避難先地域等	施設名	自宅または近くの堅牢な建屋内		
	所在地			
	連絡先			
	収容可能数			
避難開始日時	平成〇年〇月〇日〇時〇分			
避難終了(予定)日時	平成〇年〇月〇日〇時〇分			
主要な避難の経路				
避難のための交通手段	輸送手段	徒歩		
	台数等			
	輸送可能人数			
関係機関の措置(国、自衛隊、県 等)	国	〇時〇分に弾道ミサイルへの燃料注入を捉え、これを武力攻撃予測事態と判断し、武力攻撃事態対処法第9条に基づく対処基本方針を定めるとともに、内閣に武力攻撃事態等対策本を設置し、自衛隊に対し、迎撃作戦を下命するとともに、弾道ミサイル発射を受けて全県に対し全国瞬時警報システム及びエムネットによって避難の措置を指示した。		
	県	〇時〇分に国からの避難の措置の指示を受け、〇時〇分に市(町)に対し屋内避難の指示を行った。また、〇時〇分に現地対策本部に合流した。		
	消防	〇時〇分に市、県から連絡を受け、〇時〇分に対策本部に合流。住民の退避誘導に対応。		
	自衛隊	〇時〇分に国からの下命を受けて、〇時〇分に迎撃体制を構築。		
	警察	〇時〇分に住民から連絡及び市、県から連絡を受け、〇時〇分に対策本部に合流。住民の退避誘導に対応。		

② 避難住民の誘導				
市(町)対策本部等	対策本部	設置日	平成○年○月○日○時○分設置	
		所在地	○○市役所(役場)△△庁舎内 □階	
		連絡先	○○○-○○○-○○○○	
	現地対策本部	設置日		
		所在地		
		連絡先		
市(町)職員の配置	退避経路	○○道路沿いに配置	人数	○人
	職員間の 連絡方法	携帯電話、無線機		
住民等への伝達、誘導	担当職員は広報車、防災メール、防災行政無線、報道機関等を用いて、対象地域の住民に対して避難内容を伝達する。			
3 避難の実施に必要な事項				
職員の心得	職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保ち、単独行動を避け、不審な事象を発見した場合は、避難住民及び誘導員の安全を確保した上で、必要に応じ警告・指示を行い、警察等に通報する。 また、NBCに汚染される恐れがある場合は防護服等を着用し、二次被害を防止し、風向等に注意する。			
住民に周知する留意事項	電気、ガス等の元栓を締め、戸締りを確実に実施すること			
	頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、防止などを着用すること			
	パスポートや運転免許証など身分証明書を必ず携行し、非常持ち出し袋などを持参すること			
	風下に注意すること			
	各メディア情報等を確認し、避難誘導員の指示に従い落ち着いて行動すること			

避難実施要領

日光市長

平成〇年〇月〇日〇時間〇分現在

武力攻撃事態のパターン(着上陸侵攻)

1 事態の状況

発生時期	平成〇年〇月〇日〇時〇分
発生場所	〇〇市〇〇地区〇〇
実行の主体	〇〇国
事案の概要と被害状況	〇年〇月〇日、〇〇海に〇国の大規模な部隊が集結、〇年〇月〇日に〇県に侵攻し、現在も侵攻範囲を拡大している。
措置状況	本県は、2ヵ月以内に侵攻経路に当たることが予測されるため、国対策本部より国道〇〇号線沿いの市町に対し県外への避難措置を実施するよう指示された。それにより、県は〇市、〇町、〇市に避難指示を実施し、本市は住民に対し1ヶ月以内に県外へ避難を行うよう指示した。
気象状況	天候:気温〇〇℃ 風向 〇〇 風速 〇〇m/s

2 避難

① 避難の指示、方法

要避難地域	〇〇市(町村)			
要避難者	所在地名	〇〇市△△地区		
	一般避難者	〇名	避難行動要支援者	◇名
	要配慮者	△名		
	所在地名	〇〇市□□地区		
	一般避難者	〇名	避難行動要支援者	◇名
	要配慮者	△名		
一時集合場所	集合場所名(〇〇市△△地区避難者)	〇〇地区公園	集合時間	〇時〇分
	集合場所名(〇〇市□□地区避難者)	〇〇公民館	集合時間	〇時〇分
	集合手段	原則徒歩での移動とし、要配慮者については近隣住民が補助を行い迅速に集合すること		
避難先地域等	施設名	〇〇市(町村)△△地区□□体育館		
	所在地	〇〇市(町村)△△地区□□		
	連絡先	〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇		
	収容可能数	〇〇〇名		
避難開始日時	平成〇年〇月〇日〇時〇分			
避難終了(予定)日時	平成〇年〇月〇日〇時〇分			
主要な避難の経路	国道〇〇道、県道△△道(別添地図参照)			
避難のための交通手段	輸送手段	□□なお、要配慮者については〇〇〇で輸送する		
	台数等	〇〇台		
	輸送可能人数	一台あたり〇〇人		
関係機関の措置(国、自衛隊、県 等)	国	〇時〇分に県からの報告をうけた対策本部を設置し、自衛隊に対し、当該部隊の迎撃作戦を下命するとともに、県に対し避難の措置を指示した。		
	県	〇時〇分に国からの避難の措置の指示を受け、〇時〇分に各市(町)に対し避難指示を行った。また、〇時〇分に現地対策本部に合流した。		
	消防	〇時〇分に市、県から連絡を受け、〇時〇分に現地対策本部に合流。住民の退避誘導に対応し、避難誘導の準備をしている。		
	自衛隊	〇時〇分に国からの下命を受けて、〇時〇分に迎撃体制を構築		
	警察	〇時〇分に住民から連絡及び市、県から連絡を受け、〇時〇分に現地対策本部に合流。住民の退避誘導に対応するとともに、現場周辺の警戒を行っている。		

② 避難住民の誘導				
市(町)対策本部等	対策本部	設置日	平成○年○月○日○時○分設置	
		所在地	○○市役所(役場)△△庁舎内 □階	
		連絡先	○○○-○○○-○○○○	
	現地対策本部	設置日	平成○年○月○日○時○分設置	
		所在地	○○地区□□	
		連絡先	○○○-○○○-○○○○	
市(町)職員の配置	一時集合場所	○○公園出入りに配置	人数	○人
	避難経路	○○道路沿いに配置	人数	○人
	避難所	○○学校体育館出入りに配置	人数	○人
	職員間の連絡方法	携帯電話、無線機		
住民等への伝達、誘導	担当職員は広報車、防災メール、防災行政無線、報道機関等を用いて、対象地域の住民に対して避難内容を伝達する。 また、自治会長、自主防災組織リーダー、消防団長等に要配慮者名簿の作成依頼を行う。			
3 避難の実施に必要な事項				
職員の心得	職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保ち、単独行動を避け、周囲を警戒し、不審な事象や不審者を発見した場合は、避難住民及び誘導員の安全を確保した上で、必要に応じ警告・指示を行い、警察等に通報する。			
住民に周知する留意事項	電気、ガス等の元栓を締め、戸締りを確実に実施すること			
	頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、防止などを着用すること			
	パスポートや運転免許証など身分証明書を必ず携行し、非常持ち出し袋などを持参すること			
	不審人物等を発見した際にはパニックにならず、近くにいる職員等に通報すること			
	各メディア情報等を確認し、避難誘導員の指示に従い落ち着いて行動すること			

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

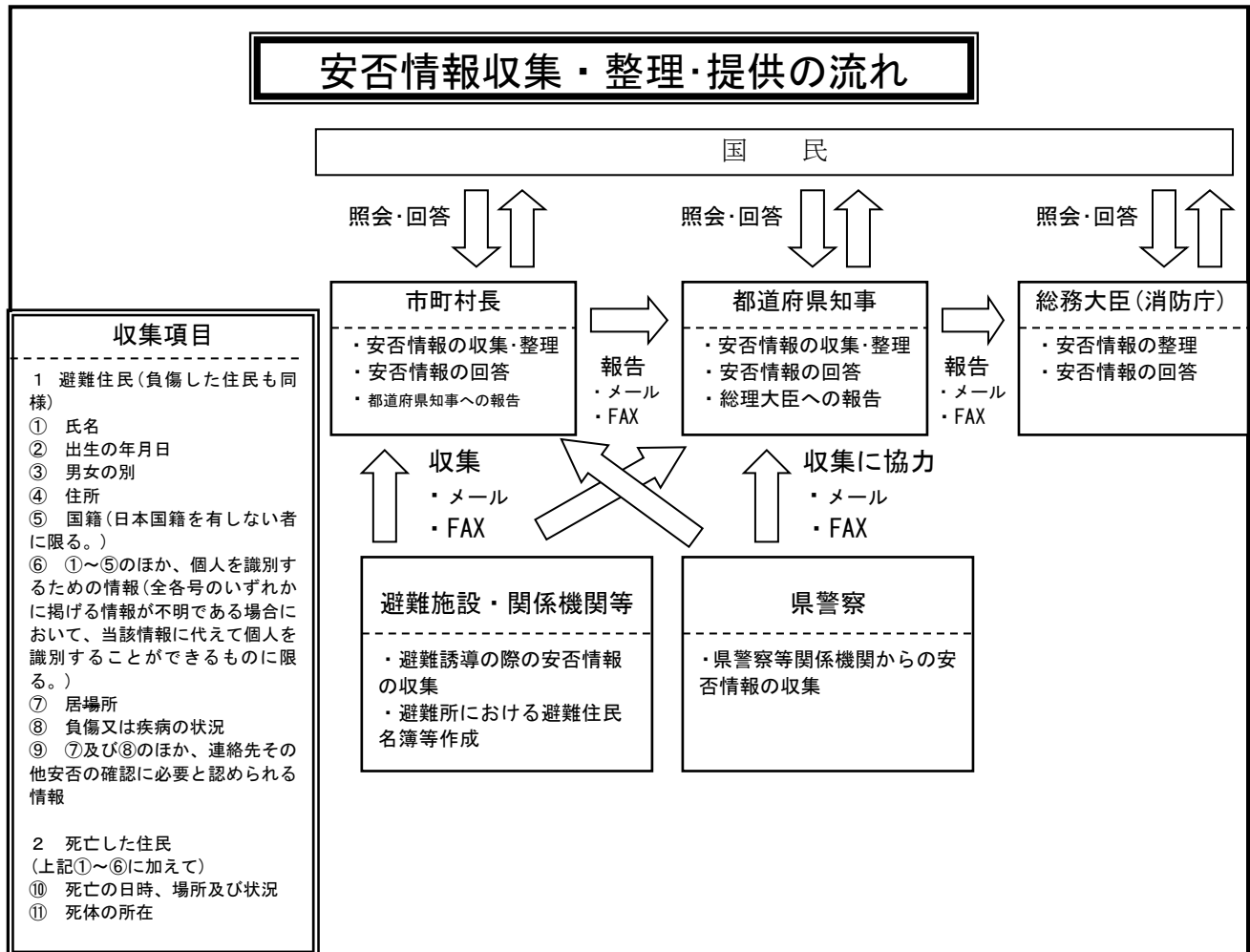
(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うにあたっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告にあたっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供にあたっては、3（2）（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処にあたる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

(2) 退避の指示に伴う措置等

① 市長は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員並びに消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場

合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応がとれないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察本部等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支

援を行う。

- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長又は消防長は、特に現場で活動する消防職員及び消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

- (1) 消防本部等所在市町村の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとし、NBC攻撃による災害への対処にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施にあたり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3 号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5 号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6 号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第 1 号から第 4 号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC 攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

○被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集にあたっては消防機関、県警察との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の収集にあたっては、県及び消防庁に対し栃木県火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、栃木県火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、

指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- ② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

- (1) 市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。
- (2) 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、必要な措置を講ずる。

2 避難住民等の生活安定等

- (1) 被災児童生徒等に対する教育
市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。
- (2) 公的徴収金の減免等
市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

- (1) 水の安定的な供給
水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- (2) 公共的施設の適切な管理
道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949年 8 月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

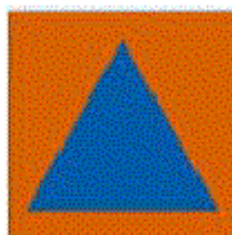
第一追加議定書第66条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に
青の正三角形）

表面

	（この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余地）	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name: _____		
生年月日/Date of birth: _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____		
交付等の年月/Date of issue: _____	証明書番号/No. of card: _____	許可権者の署名/Signature of issuing authority: _____
有効期限の満了日/Date of expiry: _____		

裏面

身長/Height: _____	目の色/Eyes: _____	髪の色/Hair: _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: _____		
住所/Address: _____		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用にあたっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるにあたり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施にあたって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

資 料 編

国民保護関係機関一覧

【指定行政機関】

名 称	担 当 部 署	所 在 地
内閣府	大臣官房総務課	〒100-8970 東京都千代田区霞が関 3-1-1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同じ	〒100-8974 東京都千代田区霞が関 2-1-2
警察庁	警備局警備企画課	〒100-8974 東京都千代田区霞が関 2-1-2
防衛省	運用企画局事態対処課	〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町 5-1
防衛施設庁	総務部企画課企画室	〒162-8861 東京都新宿区市谷本村町 5-1
金融庁	総務企画局政策課	〒100-8967 東京都千代田区霞が関 3-1-1
総務省	大臣官房総務課	〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2
消防庁	国民保護・防災部防災課 国民保護室	〒105-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2
法務省	大臣官房秘書課広報室	〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1
公安調査庁	総務部総務課	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-1
外務省	大臣官房総務課	〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1
財務省	大臣官房総合政策課企画官室	〒100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1
国税庁	長官官房総務課	〒100-8978 東京都千代田区霞が関 3-1-1
文部科学省	大臣官房文教施設企画部 施設企画課防災推進室	〒100-8959 東京都千代田区丸の内 2-5-1
文化庁	連絡先は文部科学省と同じ	〒100-8959 東京都千代田区丸の内 2-5-1
厚生労働省	社会・援護局総務課災害救助・救 援対策室	〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
農林水産省	総合食料局食料企画課	〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1
林野庁	連絡先は農林水産省と同じ	〒100-8952 東京都千代田区霞が関 1-2-1
水産庁	連絡先は農林水産省と同じ	〒100-8907 東京都千代田区霞が関 1-2-1
経済産業省	大臣官房総務課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1
資源エネルギー庁	総合政策課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1
中小企業庁	長官官房参事官室	〒100-8912 東京都千代田区霞が関 1-3-1
原子力安全・保安院	企画調整課	〒100-8986 東京都千代田区霞が関 1-3-1
国土交通省	危機管理室	〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土地理院	総務部総務課	〒305-0811 茨城県つくば市北郷 1
気象庁	総務部総務課	〒100-8122 東京都千代田区大手町 1-3-4
海上保安庁	総務部国際・危機管理官	〒100-8989 東京都千代田区霞が関 2-1-3
環境省	大臣官房総務課	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-2-2

【指定地方行政機関】

名 称	担 当 部 署	所 在 地
関東管区警察局	広域調整部広域調整第二課	〒330-9726 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
東京防衛施設局	総務部総務課	〒330-9721 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
関東総合通信局	総務部総務課	〒100-8795 東京都千代田区丸の内 1-6-1
関東財務局	総務部総務課	〒330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1
	宇都宮財務事務所総務課	〒320-8532 宇都宮市桜 3-1-10
横浜税関	総務部総務課	〒231-8401 神奈川県横浜市中区海岸通 1-1
	宇都宮出張所	〒321-0925 宇都宮市東築瀬町 1-42-3
関東信越厚生局	総務課	〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1
栃木労働局	総務課	〒320-0845 宇都宮市明保野町 1-4
	日光労働基準監督署	〒321-1261 日光市今市 305-1
	日光公共職業安定所	〒321-1272 日光市今市本町 32-1
関東農政局	企画調整室	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
	栃木農政事務所農政推進課	〒320-0806 宇都宮市中央 2-1-16
関東森林管理局	企画調整室	〒371-8508 群馬県前橋市岩神町 4-16-25
	日光森林管理署	〒321-1274 日光市土沢 1473-1
関東経済産業局	総務企画部総務課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1
関東東北産業保安監督部	管理課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
関東地方整備局	企画部防災課調整第一係	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
	渡良瀬川河川事務所	〒326-0822 足利市田中町 661-3
	日光砂防事務所	〒321-1414 日光市萩垣面 2390
	鬼怒川ダム統合管理事務所	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地 14-3
関東運輸局	総務部安全防災・危機管理調整官	〒231-8433 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57
東京航空局	総務部航空保安対策課	〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-1-15
	東京空港事務所総務課	〒144-0041 東京都大田区羽田空港 3-3-1
東京航空交通管制部	総務課	〒359-0042 埼玉県所沢市並木 1-12
東京管区气象台	総務部総務課	〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-4
	宇都宮地方气象台防災業務課	〒320-0845 宇都宮市明保野 1-4
関東地方環境事務所	総務課	〒330-6018 埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2
	日光自然環境事務所	〒321-1434 日光市本町 9-5

【自衛隊】

名 称	担 当 部 署	所 在 地
陸上自衛隊 東部方面総監部	防衛部	〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町
陸上自衛隊 第 1 2 特科隊	第 3 科	〒321-0145 宇都宮市茂原 1-5-45
海上自衛隊 横須賀地方総監部	防衛部第 3 幕僚室	〒238-0046 神奈川県横須賀市西逸見町 1 丁目無番地
航空自衛隊 中部航空方面隊	司令部防衛部防衛課	〒350-1394 埼玉県狭山市稻荷山 2-3
自衛隊 栃木地方協力本部	本部	〒320-0043 宇都宮市桜 5-1-13

【県本部（本庁）】

名 称	幹 事 課 等	所 在 地
県 国民保護対策本部事務局	県民生活部 危機管理課	〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20
経営管理部	財政課	〃
総合政策部	総合政策課	〃
県民生活部	県民文化課	〃
環境森林部	環境森林政策課	〃
保健福祉部	保健福祉課	〃
商工労働観光部	産業政策課	〃
農政部	農政課	〃
県土整備部	監理課	〃
会計局	会計管理課	〃
企業局	経営企画課	〒320-0031 宇都宮市戸祭元町 1-25
議会事務局	総務課	〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20
人事委員会事務局	総務課	〃
監査委員事務局	監査課	〃
労働委員会事務局	審査調整課	〃
教育委員会事務局	総務課	〃
警察本部	警備部警備第二課	〒320-8510 宇都宮市塙田 1-1-20

【県支部（出先機関）】

名 称	設 置 場 所	所 在 地
河内支部	宇都宮県税事務所内	〒321-0974 宇都宮市竹林町 1030-2
上都賀支部	鹿沼県税事務所内	〒322-0068 鹿沼市今宮町 1664-1
芳賀支部	真岡県税事務所内	〒321-4398 真岡市荒町 5197
下都賀支部	栃木県税事務所内	〒328-8504 栃木市神田町 6-6
塩谷支部	矢板県税事務所内	〒329-2163 矢板市鹿島町 20-22
那須支部	大田原県税事務所内	〒324-8551 大田原市中央 1-9-9
南那須支部	烏山健康福祉センター内	〒321-0621 那須烏山市中央 1-6-92
佐野支部	佐野県税事務所内	〒327-8503 佐野市掘米町 607
足利支部	足利県税事務所内	〒326-8555 足利市伊勢町 4-19
日光今市支部	今市健康福祉センター内	〒321-1263 日光市瀬川 51-8

【市町】

名 称	担 当 部 署	所 在 地
宇都宮市	危機管理課	〒320-8540 宇都宮市旭 1-1-5
足利市	危機管理課	〒326-8601 足利市本城 3-2145
栃木市	危機管理課	〒328-8686 栃木市入舟町 7-26
佐野市	危機管理課	〒327-8501 佐野市高砂町 1
鹿沼市	防災対策室	〒322-8601 鹿沼市今宮町 1688-1

小山市	防災対策課	〒323-8686 小山市中央町 1-1-1
真岡市	安全安心課	〒321-4395 真岡市荒町 5191
大田原市	危機管理課	〒324-8641 大田原市本町 1-4-1
矢板市	くらし安全環境課	〒329-2192 矢板市本町 5-4
那須塩原市	総務課	〒325-8501 那須塩原市共墾社 108-2
さくら市	総務課	〒329-1392 さくら市氏家 2771
那須烏山市	総務課	〒321-0692 那須烏山市中央 1-1-1
下野市	安全安心課	〒321-0492 下野市小金井 1127
上三川町	総務課	〒329-0696 上三川町しらさぎ 1-1
益子町	総務課	〒321-4293 益子町益子 2030
茂木町	総務課	〒321-3598 茂木町茂木 155
市貝町	総務課	〒321-3493 市貝町市塙 1280
芳賀町	総務課	〒321-3392 芳賀町祖母井 1020
壬生町	総務課	〒321-0292 壬生町通町 12-22
野木町	総務課	〒329-0195 野木町丸林 571
塩谷町	総務課	〒329-2292 塩谷町玉生 741
高根沢町	地域安全課	〒329-1292 高根沢町石末 2053
那須町	総務課	〒329-3292 那須町寺子丙 3-13
那珂川町	総務課	〒324-0692 那珂川町馬頭 409

【消防本部】

名 称	担 当 部 署	所 在 地
宇都宮市	総務課	〒320-0014 宇都宮市大曾 2-2-21
足利市	総務課	〒326-0807 足利市大正町 863
栃木市	消防総務課	〒328-0012 栃木市平柳町 1-34-5
佐野市	総務課	〒327-0844 佐野市富岡町 1391
鹿沼市	総務課	〒322-0045 鹿沼市上殿町 520-1
小山市	総務課	〒323-0827 小山市神鳥谷 934
石橋地区消防組合	警防課	〒329-0512 下野市下石橋 246-1
那須地区消防組合	総務課	〒324-0062 大田原市中田原 868-12
芳賀地区広域行政事務組合	総務課	〒321-4305 真岡市荒町 107-1
南那須地区広域行政事務組合	警防課	〒321-0621 那須烏山市中央 1-16-9
塩谷広域行政組合	警防課	〒329-2162 矢板市末広町 14-31

【関係指定公共機関】

名 称	担 当 部 署	所 在 地
日本放送協会	報道局気象・災害センター	〒150-8001 東京都渋谷区神南 2-2-1
(株)テレビ朝日	報道企画部	〒106-8001 東京都港区六本木 6-9-1
(株)テレビ東京	報道局	〒105-8012 東京都港区虎ノ門 4-3-12
(株)東京放送	総務部	〒107-8006 東京都港区赤坂 5-3-6

(株)フジテレビジョン	報道局社会部	〒137-8088 東京都港区台場 2-4-8
日本テレビ放送網(株)	報道局ニュース制作部	〒105-7444 東京都港区東新橋 1-6-1
(株)ティ・ビー・エス・ラジオ・アクト・コミュニケーションズ	経営企画室	〒107-8001 東京都港区赤坂 5-3-6
(株)日経ラジオ社	編成センター	〒107-8373 東京都港区赤坂 1-9-15
(株)ニッポン放送	編成局報道部	〒100-8439 東京都千代田区有楽町 1-9-3
(株)文化放送	編成局報道制作部	〒105-8002 東京都港区浜松町 1-31
東日本旅客鉄道(株)	総務部危機管理室	〒151-8578 東京都渋谷区代々木 2-2-2
	大宮支社宇都宮地区センター	〒320-0808 宇都宮市川向 1-48
日本貨物鉄道(株)	総務部総務グループ	〒323-0022 東京都千代田区飯田橋 3-13-1
東武鉄道(株)	鉄道事業本部安全推進部	〒131-8522 東京都墨田区押上 1-1-2
ジェイアールバス関東(株)	総務部	〒151-8578 東京都渋谷区代々木 2-2-2
佐川急便(株)	労務運行管理部	〒601-8104 京都府京都市南区上鳥羽角田町 68
西濃運輸(株)	営業企画管理室	〒503-8501 岐阜県大垣市田口町 1
日本通運(株)	作業管理部広域自動車輸送専任	〒107-8322 東京都港区東新橋 1-9-3
	宇都宮支店（総務）	〒321-0964 宇都宮市駅前通り 1-2-5
福山通運(株)	社長室 CSR 推進室	〒107-8373 東京都江東区越中島 3-6-15
ヤマト運輸(株)	社会貢献部	〒104-8125 東京都中央区銀座 2-16-10
東日本電信電話(株)	ネットワーク事業推進部サービス運営部災害対策室	〒163-8019 東京都新宿区西新宿 3-19-2
	栃木支店災害対策室	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地 48-2
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	ネットワーク事業部 統合ネットワーク部 ネットワーク SE 部門 ネットワーク SE 担当（危機管理）	〒100-8019 東京都千代田区内幸町 2-1-1
KDDI(株)	運用本部運用管理部統括グループ	〒163-8003 東京都新宿区西新宿 2-3-2
	北関東総支社 管理部	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	災害対策室	〒100-6150 東京都千代田区永田町 2-11-1
	栃木支店ネットワーク部ネットワーク管理担当	〒320-0811 宇都宮市大通り 2-4-3
東京電力(株)	総務部防災グループ	〒100-8560 東京都千代田区内幸町 1-1-3
	栃木支店 総務部総務グループ	〒320-0953 宇都宮市東宿郷 4-2-16
東京瓦斯(株)	総務部総務グループ	〒105-8527 東京都港区海岸 1-5-20
	宇都宮支社 総務グループ	〒321-0953 宇都宮市東宿郷 4-2-16
日本郵政(株)	本社CSR室	〒100-8798 東京都千代田区霞が関 1-3-2
	郵便事業(株)今市支店総務課	〒321-1299 日光市今市 319
(独) 水資源機構	総務部総務課	〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2
(独) 国立病院機構	本部総務部総務課	〒152-8621 東京都目黒区東が丘 2-5-21
日本赤十字社	救護・福祉部救護課	〒105-8521 東京都港区芝大門 1-1-3
	栃木県支部事業推進課	〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6
東日本高速道路(株)	管理事業部事業統括チーム	〒100-8979 東京都千代田区霞ヶ関 3-3-2

【指定地方公共機関】

名 称	担 当 部 署	所 在 地
足利ガス(株)	総務部	〒326-0053 足利市伊勢町 4-6
栃木ガス(株)	技術保安課	〒328-0033 栃木市城内町 2-2-23
佐野ガス(株)	総務部	〒327-0845 佐野市久保町 243
北日本ガス(株)	製造供給課	〒323-0027 小山市花垣町 2-11-22
鬼怒川ガス(株)	—	〒321-2526 日光市鬼怒川温泉滝 7
(社)栃木県エルピーガス協会	—	〒320-0941 宇都宮市東今泉 2-1-21
東野交通(株)	総務部	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地 19-8
関東自動車(株)	総務部	〒321-0964 宇都宮市駅前通り 3-2-5
(社)栃木県バス協会	業務部	〒321-0169 宇都宮市八千代 1-4-12
(社)栃木県タクシー協会	—	〒321-0169 宇都宮市八千代 1-4-12
(社)栃木県トラック協会	総務課	〒321-0169 宇都宮市八千代 1-5-12
わたらせ渓谷鐵道(株)	総務部総務課	〒376-0101 群馬県みどり市大間々町大間々1603-1
真岡鐵道(株)	総務部総務課	〒321-4306 真岡市台町 2474-1
野岩鐵道(株)	総務部総務課	〒321-2521 日光市藤原字戸中 326-3
(社)栃木県医師会	総務課	〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1
(社)栃木県看護協会	—	〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1
(株)とちぎテレビ	報道制作局報道部	〒320-8531 宇都宮市昭和 2-2-2
(株)栃木放送	総務局総務部	〒320-8601 宇都宮市本町 12-11
(株)エフエム栃木	放送部放送課	〒320-8550 宇都宮市一条 3-1-19
栃木県土地改良事業団体連合会	総務部総務課	〒321-0901 宇都宮市平出町 1260
栃木県道路公社	総務部総務課	〒321-2345 日光市木和田島 2096-1

日光市国民保護対策本部及び日光市緊急対処事態対策本部条例

平成18年7月1日

条例第302号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、日光市国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び日光市緊急対処事態対策本部(以下「緊急対処事態対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

日光市国民保護協議会条例

平成18年7月1日

条例第303号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、日光市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、50人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

日光市国民保護対策本部及び日光市緊急対処事態対策本部の組織
及び運営に関する要綱

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 日光市国民保護対策本部（第2条―第16条）

第3章 日光市緊急対処事態対策本部（第17条・第18条）

附則

第1章 総則

第1条 この要綱は、日光市国民保護対策本部及び日光市緊急対処事態対策本部条例（平成18年日光市条例第302号。以下「条例」という。）第6条及び条例第7条において準用する条例第6条の規定に基づき、日光市国民保護対策本部及び日光市緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 日光市国民保護対策本部

（日光市国民保護対策本部の設置）

第2条 日光市国民保護対策本部（以下「国民保護本部」という。）は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第25条第2項の規定による指定の通知を受けたときに設置するものとし、同条第4項において準用する同条第2項の規定による指定の解除の通知を受けたときに廃止するものとする。

2 国民保護本部は、日光市役所本庁舎内又は市長の指定する場所に置く。

（国民保護本部の組織）

第3条 条例第2条第2項に規定する国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

2 条例第2条第3項に規定する国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、教育長、日光市部設置条例（平成18年日光市条例第5号）に規定する部の長、教育次長、議会事務局長、消防長及び日光市水道事業管理規程（平成18年日光市水道事業管理規程第1号）に規定する部の長をもって充てる。

3 条例第2条第4項に規定する職員は、日光市行政組織規則（平成18年日光市規則第3号）に規定する本庁及び施設に勤務する職員並びに教育委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、消防本部及び日光市水道事業管理規程に規定する課に勤務する職員をもって充てる。

（平20告示26・平21告示38・平28告示70・一部改正）

(本部会議)

第4条 国民保護本部の会議（以下「本部会議」という。）は、国民保護措置（法第16条に規定する国民の保護のための措置をいう。以下同じ。）に関する基本的事項について協議し、決定し、及びその実施を推進する。

2 本部会議は、国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）、副本部長及び本部員で構成する。

3 本部会議は、本部長が招集し、及び主宰する。

(部の組織及び分担事務)

第5条 条例第4条第1項に規定する部は、別表第1の部名（部長相当職）欄に掲げるものとし、部にそれぞれ同表の班名（班長相当職）欄に掲げる班を置く。

2 班に、班長及び班員を置く。

3 班長は、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 条例第4条第3項に規定する部長及び前項に規定する班長は別表第1の部名（部長相当職）欄及び班名（班長相当職）欄に掲げる職の者をもって充て、班員は班長の所属する組織に勤務するその他の職員をもって充てる。

5 部及び班の分担事務は、別表第1の分担事務欄に掲げるもののほか、法令で定めるところにより所掌する事務で、国民保護措置の実施に関し必要なものとする。

6 部及び班は、その分担事務を遂行するに当たっては、他の部及び班と緊密な連携の下に国民保護措置が的確かつ円滑に行われるよう努めなければならない。

(事務局)

第6条 国民保護本部に、事務局を置く。

2 事務局に事務局長、事務局次長、事務局員及び本部連絡員を置き、別表第2の職名欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の担当職欄に掲げる者をもって充て、その職務は、同表の職務欄に掲げるとおりとする。

3 事務局に庶務班、情報班、救援班を置き、その構成及び分担事務は別表第3のとおりとし、各班の班長は事務局長が指名するものとする。

(連絡員)

第7条 各部の各班に、連絡員を置く。

2 連絡員は、班長の指名する者を充て、次の業務を行う。

(1) 第9条に規定する動員の班員への伝達に関すること。

(2) 所属部と班との連絡調整に関すること。

(国民保護本部の体制)

第8条 国民保護本部は、全組織を挙げて国民保護措置を実施する体制をとる。

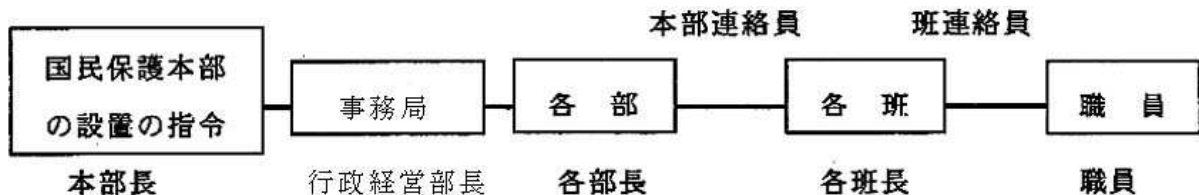
2 国民保護本部の部に所属する職員の編成は、部長に充てられる者が、あらかじめ定めるものとする。

- 3 部長は、本部長から国民保護本部を設置する旨の指令が発せられた場合において、武力攻撃災害の態様により、その所掌する業務に関し、特別の措置を講ずる必要がないと認められるときは、事務局長と協議の上、本部長の承認を得て、当該部の体制を変更し、又は解除することができる。

(動員)

第9条 本部長から国民保護本部を設置する旨の指令が発せられたときは、部長は、当該部に所属する職員を動員する。

- 2 前項の動員の伝達は、事務局が本部連絡員及び班連絡員を通じて、次の系統図により行う。



- 3 前項の伝達は、勤務時間内にあつては防災行政無線、庁内放送及び電話により、休日等勤務時間外にあつては電話により行う。
- 4 休日等勤務時間外における伝達の体制については、各部ごとに具体的に連絡系統を定めておくものとする。

(平28告示70・一部改正)

(職員の参集)

第10条 職員は、休日等勤務時間外において、前条の伝達を受けたときは、速やかに所属する部に参集し、国民保護措置に係る事務に従事しなければならない。

- 2 前項の場合において、武力攻撃災害の状況により、所属する部に参集することができないときは、最寄りの部に参集することができる。

(国民保護現地対策本部の設置)

第11条 本部長は、武力攻撃災害が発生した場合において、必要と認めるときは、原則として最も被害が大きいと見込まれる地域を管轄する行政センターに国民保護現地対策本部を設置する。

- 2 本部長は、武力攻撃災害の拡大するおそれが解消し、かつ、国民保護措置（武力攻撃災害の復旧に関する措置を除く。）が概ね完了したと認めるときは、国民保護現地対策本部を廃止する。

(平28告示70・一部改正)

(国民保護現地対策本部の組織)

第12条 条例第5条第1項に規定する国民保護現地対策本部長は、原則として副本部長をもって充てる。

- 2 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策副本部長を置き、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 条例第5条第1項に規定する国民保護現地対策本部員は、国民保護対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充て、同項に規定するその他の職員は本部長が指名する者をも

って充てる。

(平 2 4 告示 8 8 ・ 一部改正)

(国民保護現地対策本部の事務)

第 1 3 条 国民保護現地対策本部は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 被害状況及び国民保護措置の実施状況の収集、取りまとめ及び国民保護本部への報告に関すること。
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 消防、警察、自衛隊等が実施する国民保護措置の役割分担の調整に関すること。
- (4) 本部長の指示による国民保護措置の実施に関すること。
- (5) 国民保護現地対策本部を構成する機関の所管に係る国民保護措置の実施に関すること。
- (6) その他緊急を要する国民保護措置の実施に関すること。

2 国民保護現地対策本部長は、本部長の命を受け、国民保護現地対策本部の事務を総括する。

3 国民保護現地対策副本部長は、国民保護現地対策本部長を補佐し、国民保護現地対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 国民保護現地対策本部員その他の職員は、国民保護現地対策本部長の命を受け、国民保護現地対策本部の事務に従事する。

(国民保護現地対策本部会議)

第 1 4 条 国民保護現地対策本部に、国民保護現地対策本部会議を置く。

2 国民保護現地対策本部会議は、国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策副本部長、国民保護現地対策本部員をもって構成し、必要に応じ国民保護現地対策本部長が会議を招集し、主宰する。

3 国民保護現地対策本部会議は、前条第 1 項に掲げる事務を行うに当たって必要な基本的事項について協議し、決定し、及びその実施を推進する。

4 国民保護現地対策本部長は、必要があると認めるときは、指定公共機関及び指定地方公共機関等の関係機関の職員の出席を求めることができる。

(市長が不在の場合の措置)

第 1 5 条 市長が不在の場合における本部長の職務は、副市長が行うものとし、市長及び副市長が共に不在の場合における本部長の職務は行政経営部長が行うものとする。

(平 2 0 告示 2 6 ・ 平 2 4 告示 8 8 ・ 平 2 8 告示 7 0 ・ 一部改正)

(国民の権利利益の救済に係る手続の処理)

第 1 6 条 国民保護措置の実施に係る国民の権利利益の救済に係る手続として別表第 4 に掲げるものについては、当該措置に係る事務を分担する班において処理するものとする。

第 3 章 日光市緊急対処事態対策本部

(対処事態本部の設置)

第 1 7 条 日光市緊急対処事態対策本部（以下「対処事態本部」という。）は、法第 1 8 3 条において

準用する法第25条第2項の規定による指定の通知を受けたときに設置し、同条第4項において準用する同条第2項の規定による指定の解除の通知を受けたときに廃止する。

(準用)

第18条 前章(第2条第1項を除く。)の規定は、対処事態本部について準用する。この場合において、これらの規定中「国民保護本部」とあるのは「対処事態本部」と、「条例」とあるのは「条例第7条において準用する条例」と、「国民保護対策本部長」とあるのは「緊急対処事態対策本部長」と、「国民保護対策副本部長」とあるのは「緊急対処事態対策副本部長」と、「国民保護対策本部員」とあるのは「緊急対処事態対策本部員」と、「国民保護措置」とあるのは「緊急対処保護措置(国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処保護措置をいう。以下同じ。)」と、「武力攻撃災害」とあるのは「緊急対処事態における災害(法第183条に規定する緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。)」と、「国民保護現地対策本部」とあるのは「緊急対処事態現地対策本部」と、「国民保護現地対策本部長」とあるのは「緊急対処事態現地対策本部長」と、「国民保護現地対策副本部長」とあるのは「緊急対処事態現地対策副本部長」と、「国民保護現地対策本部員」とあるのは「緊急対処事態現地対策本部員」と、「国民保護現地対策本部会議」とあるのは「緊急対処事態現地対策本部会議」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年2月16日から施行する。

附 則(平成20年3月28日告示第26号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日告示第38号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日告示第88号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

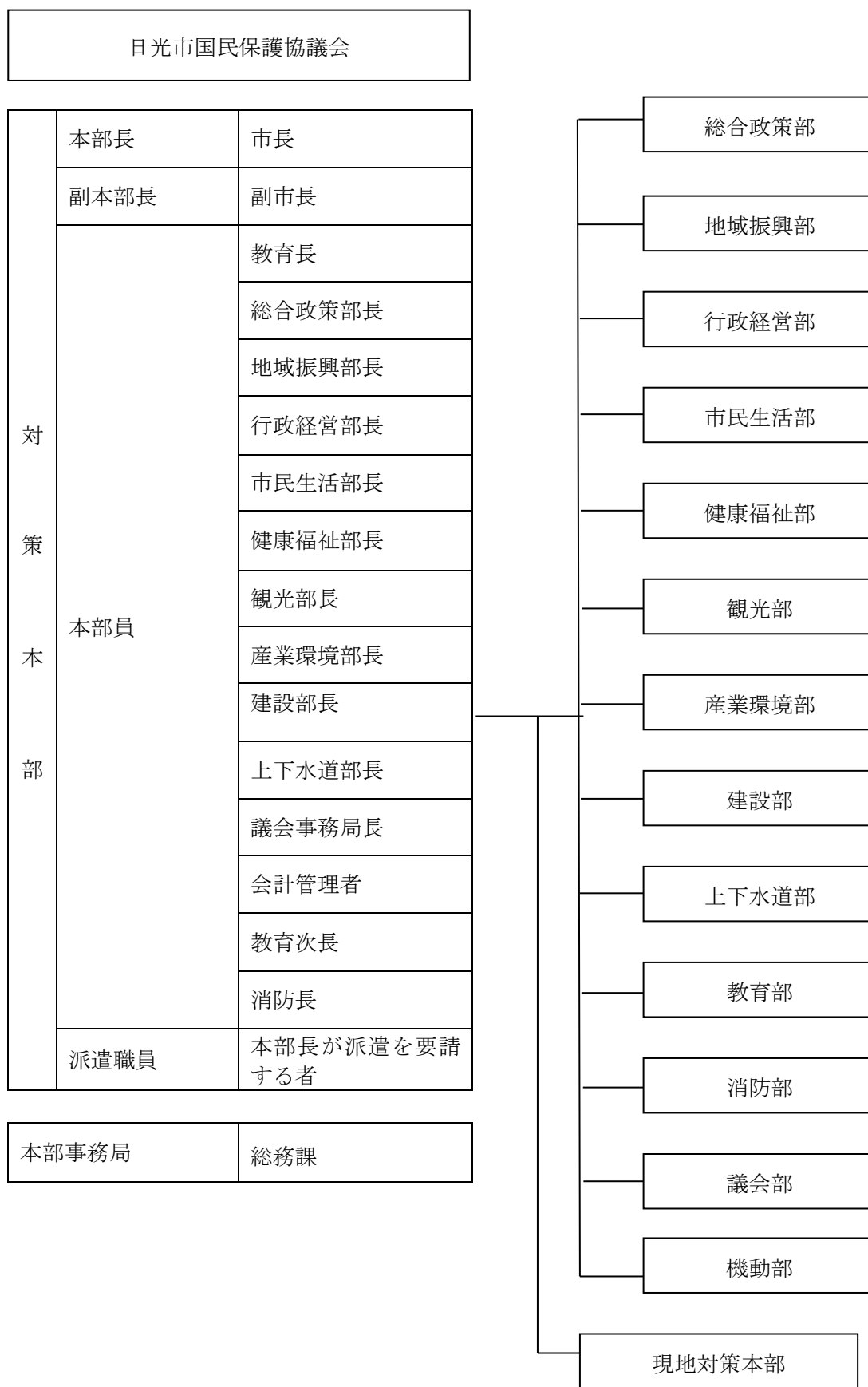
附 則(平成25年2月18日告示第20号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日告示第70号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

【日光市国民保護対策本部組織編成図】



別表第 1（第 5 条、第 18 条関係）

（平 24 告示 88・全改、平 28 告示 70・一部改正）

部及び班の組織及び事務分掌

□ 各部に共通する事務分掌

- ① 部内の職員の動員、配備等に関する事。
- ② 各部及び部内の連絡調整に関する事。
- ③ 関係機関との連絡調整に関する事。
- ④ 所管施設の点検、応急復旧等に関する事。
- ⑤ 所管する業務に関する事項に関する事。
- ⑥ 所管施設の被害状況調査及び取りまとめに関する事。
- ⑦ 部内の応援に関する事。
- ⑧ 他部及び他班への応援、協力要請等に関する事。

■ 総合政策部（総合政策部長）

班（班長相当職）	担当課	事務分掌
総合政策班 （総合政策課長）	総合政策課、 地方創生推進課	1 本部と部内各班との連絡調整に関する事。 2 救助物資・義援金に関する事。 3 国・県等関係機関団体との連絡調整に関する事。 4 情報通信ネットワークシステムの運用管理に関する事。 5 その他部内の業務に関する事。
秘書広報班 （秘書広報課長）	秘書広報課	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 警報等の伝達に関する事。 3 報道機関との連絡に関する事。 4 災害現場の写真撮影に関する事。 5 その他部内の業務に関する事。

■ 地域振興部（地域振興部長）

班（班長相当職）	担当課	事務分掌
地域振興班 （地域振興課長）	地域振興課、 行政センター （地域振興・防災係）	1 安否情報及び被災情報の収集に関する事。 2 自治会等との連絡調整に関する事。 3 避難所（所管施設）の開設及び運営に関する事。 4 その他部内の業務に関する事。
総務地域班 （行政センター所長）	行政センター （地域振興・防災係）	1 行政センターの総括に関する事。 2 国民保護対策本部との連絡調整に関する事。 3 市民等からの電話対応に関する事。

		4 被害情報の収集及び記録に関すること。 5 連絡員の配置に関すること。 6 防災行政無線の運用に関すること。
--	--	---

■ 行政経営部（行政経営部長）

班（班長相当職）	担当課	事務分掌
国民保護対策本部 事務局（総務課長）	総務課 （防災対策室）	1 本部と部内各班との連絡調整に関すること。 2 職員の動員及び配置に関すること。 3 市国民保護対策本部会議に関すること。 4 県対策本部等への報告及び連絡に関すること。 5 避難の勧告・指示に関すること。 6 非常通信体制に関すること。 7 県、他市町村及び防災関係機関への応援要請に関する こと。 8 応急対策実施状況の総括取りま とめに関すること。 9 被災状況等の総括取りまとめに関すること。 10 自衛隊派遣要請に関すること。 11 警報等の情報伝達に関すること。
総務庶務班 （総務課長）	総務課 （防災対策室除く） 人事課	1 国民の権利利益の迅速な救済手続き等に関すること。 2 特殊標章の交付体制に関すること。 3 情報の収集伝達に関すること。 4 その他部内の業務に関すること。
財政班（財政課長）	財政課	1 緊急予算の編成及び資金調達に関すること。 2 その他部内の業務に関すること。
管財班（管財課長）	管財課	1 車両の配車及び職員、被災者、物資等の輸送に関する こと。 2 食糧・物資等の全体調整に関すること。 3 庁舎関係の被害調査及び復旧に関すること。 4 市有財産の被害状況の把握に関すること。 5 庁舎の警備に関すること。 6 その他部内の業務に関すること。
契約検査班 （契約検査課長）	契約検査課	1 災害復旧時の契約事務の執行及び連絡調整に関する こと。 2 その他部内の業務に関すること。

■ 市民生活部（市民生活部長）

班（班長相当職）	担当課	事務分掌
生活安全班 （生活安全課長）	生活安全課 行政センター （市民サービス係）	1 本部と部内各班との連絡調整に関する事。 2 交通及び防犯関係について、警察や関連機関との連絡調整に関する事。 3 市民相談窓口の設置・運営に関する事。 4 その他部内の業務に関する事。
市民・保険年金班 （市民課長）	市民課 保険年金課 行政センター （市民サービス係）	1 り災証明書、その他の証明書の発行に関する事。 2 死体の埋葬及び火葬に関する事。 3 部内の業務に関する事。
税務・収税班 （税務課長）	税務課 収税課	1 市税の減免その他被災時の税制に関する事。 2 市税の納税証明に関する事。 3 固定資産の被害調査に関する事。 4 その他部内の業務に関する事。

■ 健康福祉部（健康福祉部長）

班（班長相当職）	担当課	事務分掌
社会福祉班 （社会福祉課長）	社会福祉課 高齢福祉課 人権・男女共同参画課 行政センター （市民サービス係）	1 本部と部内各班との連絡調整に関する事。 2 日赤栃木県支部に関する事。 3 赤十字標章の交付体制に関する事。 4 災害用食料の確保に関する事。 5 被災者の援護に関する事。 6 災害時要援護者の安全確保及び支援体制の整備に関する事。 7 福祉施設の災害対策及び被害調査に関する事。 8 死体の収容及び安置に関する事。 9 その他部内の業務に関する事。
子育て支援班 （子育て支援課長）	子育て支援課 行政センター （市民サービス係）	1 児童の安全確保対策に関する事。 2 保育園・児童福祉関連施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 3 災害時要援護者への支援に関する事。
健康班 （健康課長）	健康課 行政センター （市民サービス係）	1 被災時の医療・助産に関する事。 2 被災時の防疫に関する事。 3 医療機関との連絡調整に関する事。

		4 医療、医薬品等の供給体制に関すること。 5 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。 6 保健福祉センターにおける避難所の開設及び運営に関すること。 7 その他部内の業務に関すること。
--	--	---

■ 観光部（観光部長）

班（班長相当職）	担当課	事務分掌
観光班 （観光交流課長）	観光交流課 観光振興課 日光観光課 藤原観光課 足尾観光課 栗山観光課	1 本部と部内各班との連絡調整に関すること。 2 観光施設の被害調査及び復旧に関すること。 3 観光協会との連絡調整に関すること。 4 観光客の安全確保に関すること。 5 その他部内の業務に関すること。

■ 産業環境部（産業環境部長）

班（班長相当職）	担当課	事務分掌
商工班 （商工課長）	商工課	1 生活物資・食料の調達に関すること。 2 商業及び鉱工業の被害調査及び復旧に関すること。 3 被災商工業者への災害関係融資に関すること。 4 その他部内の業務に関すること。
農林班 （農林課長）	農林課 農業委員会事務局 行政センター （産業建設係）	1 農地、農作物及び農業用施設の被害調査に関すること。 2 林産物及び林産施設の被害調査に関すること。 3 農林関係施設における避難所の開設及び運営に関すること。 4 農業用水の警戒、応急復旧に関すること。 5 その他部内の業務に関すること。
環境班 （環境課長）	環境課	1 危険物質の保安対策に関すること。 2 その他部内の業務に関すること。
廃棄物対策班 （廃棄物対策課長）	廃棄物対策課	1 被災時における廃棄物処理に関すること。 2 被災時におけるへい獣の処理に関すること。 3 仮設公衆便所の設置及び維持管理に関すること。 4 被災時における消毒に関すること。 5 その他部内の業務に関すること。

■ 建設部（建設部長）

班（班長相当職）	担当課	事務分掌
建設班 （維持管理課長）	都市計画課 建設課 維持管理課 建築住宅課 行政センター （産業建設係）	1 本部と部内各班との連絡調整に関すること。 2 土地区画整理事業地内施設の被害調査に関すること。 3 仮設建物の建築に関すること。 4 野外収容施設に関すること。 5 市営住宅に関すること。 6 道路、橋梁に関すること。 7 河川に関すること。 8 土石流、がけ崩れ、地すべり等発生箇所の被害調査に関すること。 9 都市公園施設の被害調査に関すること。 10 その他部内の業務に関すること。

■ 上下水道部（上下水道部長）

班（班長相当職）	担当課	事務分掌
下水道班 （下水道課長）	下水道課	1 本部と部内各班との連絡調整に関すること。 2 被災時の排水施設に関すること。 3 下水道施設の応急復旧及び復旧工事に関すること。 4 その他部内の業務に関すること。
水道班 （水道課長）	水道課	1 水道施設の被害調査に関すること。 2 水道施設の応急修理に関すること。 3 飲料水の確保、供給に関すること。 4 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること。 5 その他部内の業務に関すること。

■ 教育部（教育次長）

班（班長相当職）	担当課	事務分掌
教育総務班 （学校教育課長）	教育総務課 学校教育課	1 本部と部内各班との連絡調整に関すること。 2 教育施設の災害対策及び被害調査に関すること。 3 避難所の全体調整、所管する避難所の開設及び運営の指示に関すること。 4 応急教育計画に関すること。 5 教員の動員に関すること。 6 児童・生徒等の安全、避難等に関すること。 7 学用品の確保、調達に関すること。

		8 その他部内の業務に関すること。
生涯学習班 (生涯学習課長)	生涯学習課	1 社会教育施設等の災害対策及び被害調査に関すること。 2 その他部内の業務に関すること。
文化財班 (文化財課長)	文化財課	1 文化財等の災害対策及び被害調査に関すること。 2 その他部内の業務に関すること。
スポーツ振興班 (スポーツ振興課長)	スポーツ振興課	1 社会体育施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 その他部内の業務に関すること。
公民館班 (中央公民館長)	中央公民館 日光公民館 藤原公民館 足尾公民館 栗山公民館	1 避難所(所管施設)の開設及び運営に関すること。 2 その他部内の業務に関すること。

■ 消防部(消防長)

班(班長相当職)	担当課	事務分掌
消防本部班 (総務課長、予防課長、 警防課長、通信指令課 長)	消防本部総務課 予防課 警防課 通信指令課	1 本部と部内各班との連絡調整に関すること。 2 被害情報の調査及び収集、報告に関すること。 3 被害現場の広報に関すること。 4 消防隊の総括運用に関すること。 5 非常招集の伝達に関すること。 6 その他部内の業務に関すること。
警防班(消防署長)	今市消防署 日光消防署 藤原消防署	1 被害状況の調査及び報告に関すること。 2 火災、救助及び救急活動に関すること。 3 応急給水の協力に関すること。 4 消防団の動員に関すること。 5 避難誘導に関すること。 6 その他部内の業務に関すること。

■ 消防団(日光市消防団連合会長)

班(班長相当職)	担当課	事務分掌
各消防団 (消防団長)	今市消防団 日光消防団 藤原消防団 足尾消防団 栗山消防団	1 被災者の救出及び救護に関すること。 2 火災消火活動に関すること。 3 応急給水の協力に関すること。 4 避難誘導に関すること。 5 被害情報の収集及び伝達に関すること。

		6 災害現場の広報に関する事。
--	--	-----------------

■ 議会部（議会事務局長）

班（班長相当職）	担当課	事務分掌
議事班 （議事課長）	議事課	1 本部との連絡調整に関する事。 2 議会に関する事。 3 他市町村議会との調整等に関する事。 4 各部の応援に関する事。

■ 機動部（会計管理者）

班（班長相当職）	担当課	事務分掌
会計班 （会計課長）	会計課	1 本部と機動部内の連絡調整に関する事 2 武力攻撃災害時に係る会計事務に関する事。 3 義援金の保管に関する事。 4 銀行との連絡調整に関する事。 5 各部の応援に関する事。
機動応援班 （選挙管理委員会事務局長・監査委員事務局長）	選挙管理委員会事務局、監査委員事務局	1 各部の応援に関する事。

別表第 2（第 6 条関係）

（平 2 1 告示 3 8 ・全改、平 2 4 告示 8 8 ・平 2 5 告示 2 0 ・平 2 8 告示 7 0 ・一部改正）

事務局長等の職名、担当職及び職務

職名	担当職	職務
事務局長	行政経営部長	事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
事務局次長	総務課長	事務局長を補佐し、事務局長の不在時には、その職務を代理する。
事務局員	総合政策課長 地域振興課長 人事課長 生活安全課長 社会福祉課長 観光交流課長 商工課長 都市計画課長	各部間の連絡調整に関する事。

	下水道課長 教育総務課長 消防本部総務課長 議事課長 選挙管理委員会事務局長	
本部連絡員	総合政策課政策調整係長 地域振興課地域振興係長 人事課人事研修係長 生活安全課生活安全係長 社会福祉課社会福祉係長 観光交流課観光交流推進係長 商工課商業振興係長 都市計画課都市計画係長 下水道課下水道総務係長 教育総務課総務係長 消防本部総務課庶務係長 議事課総務係長 会計課会計係長 日光行政センター地域振興・防災係長 藤原行政センター地域振興・防災係長 足尾行政センター地域振興・防災係長 栗山行政センター地域振興・防災係長	1 第9条に定める動員の所属部班への伝達に関すること。 2 所属部と事務局との連絡調整に関すること。 3 所属部に係わる被害又は国民保護措置の実施に関する情報の収集伝達及び資料の整理に関すること。

別表第3（第6条関係）

（平20告示26・全改、平24告示88・平28告示70・一部改正）

事務局の各班の構成及び分担事務

班名	構成員	分担事務
庶務班	総務課職員 総合政策課職員 消防本部職員	1 国民保護本部資料の作成及び取りまとめに関すること。 2 国・県その他関係機関との連絡調整に関すること。 3 住民の避難に関すること。（救援班が所掌するものを除く。） 4 武力攻撃災害への対処に関すること。 5 事務局内の庶務に関すること。
情報班	（情報担当） 総務課職員 地域振興課職員	1 被害状況の調査に関すること。 2 安否情報の収集及び提供に関すること。 3 記者発表資料の作成及び秘書広報班への提供、調整に関するこ

	消防本部職員	と。 4 関係機関からの情報収集に関すること。 5 被害状況資料の関係機関への提供に関すること。
	(広報担当) 総務課職員 秘書広報課職員	1 秘書広報班への記者発表資料の提供、調整に関すること。 2 記者発表及び取材への対応、調整に関すること。 3 秘書広報班と連携した市民ニーズの把握に関すること。
救援班	総務課職員 管財課職員 (施設・物資担当) 総合政策課職員 健康課職員 商工課職員 (輸送調整担当) 都市計画課職員	1 収容施設の確保に関すること。 2 救援物資等の総合調整に関すること。 3 応援物資集積地の確保に関すること。 4 備蓄品の提供及び調整に関すること。 5 避難住民、救援物資等輸送の総合調整に関すること。 6 緊急輸送路の選定調整に関すること。 7 その他救援及び輸送に関すること。

別表第4（第16条関係）

国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

損失補償 (法第159条第1項関係)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項関係)
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項関係)
	土地等の使用に関すること。(法第82条関係)
	応急公用負担に関すること。(法第113条第3項関係)
	車両等の破損措置に関すること。(法第155条第2項において準用する災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の3第2項後段関係)
実費弁償 (法第159条第2項関係)	医療の実施の要請等に関すること。(法第85条第1項及び第2項関係)
損害補償 (法第160条関係)	国民への協力要請によるもの（法第70条第1項及び第3項、第80条第1項、第115条第1項並びに第123条第1項関係）
	医療の実施の要請等によるもの（法第85条第1項及び第2項関係）
不服申立てに関すること。(法第6条関係)	
訴訟に関すること。(法第6条関係)	

指定避難施設一覧（平成 28 年 4 月 1 日：栃木県指定）

名称	所在地
日光市立今市小学校	今市 531 番地
日光市立今市第二小学校	瀬尾 227 番地
日光市立今市第三小学校	今市本町 18 番地 1
日光市立南原小学校	土沢 460 番地
日光市立落合東小学校	文挾町 106 番地
日光市立落合西小学校	長畑 522 番地 2
日光市立大桑小学校	大桑町 179 番地
日光市立轟小学校	轟 53 番地
日光市立小百小学校	小百 531 番地
日光市立大沢小学校	大沢町 97 番地
日光市立大室小学校	大室 356 番地
日光市立猪倉小学校	猪倉 3314 番地
日光市立小林小学校	小林 2708 番地
日光市立今市中学校	今市 1659 番地
日光市立東原中学校	平ヶ崎 775 番地 1
日光市立落合中学校	小代 310 番地
日光市立豊岡中学校	芹沼 1958 番地
日光市立大沢中学校	大沢町 97 番地
日光市立小林中学校	小林 2384 番地
日光市今市保健福祉センター	平ヶ崎 109 番地
日光市今市文化会館	平ヶ崎 160 番地
日光市南原コミュニティセンター	土沢 2086 番地
日光市丸山公園	瀬尾 1640 番地 22
日光市今市運動公園体育センター	今市 1659 番地 131
日光市落合運動公園	明神 1052 番地
栃木県立今市高等学校	千本木 432 番地
栃木県立今市工業高等学校	荊沢 615 番地
日光市立中宮祠小中学校	中宮祠 2478 番地
日光市とちぎ日光材細尾モデルセンター	細尾町 428 番地 1
日光市立清滝小学校	清滝二丁目 10 番 1 号
日光市立清滝保育園	清滝二丁目 9 番 37 号
日光市女性サポートセンター	清滝桜ヶ丘町 210 番地 7
日光市立安良沢小学校	久次良町 1777 番地
栃木県立日光明峰高等学校	久次良町 104 番地

名称	所在地
日光市立日光中学校	久次良町 2096 番地 1
日光市日光福祉保健センター	花石町 1942 番地 1
日光市日光総合会館	安川町 2 番 47 号
日光市立所野小学校	所野 820 番地
日光市所野コミュニティセンター	所野 2832 番地 2
日光市立所野保育園	所野 689 番地 8
日光霧降スケートセンター	所野 2854 番地先
木彫りの里工芸センター	所野 2848 番地
日光市立日光保育園	御幸町 6 番地 1
日光市日光体育館	相生町 15 番地
日光市立野口小学校	野口 900 番地
日光市立小来川小中学校	中小来川 2817 番地
日光市立小来川保育園	中小来川 2612 番地 2
日光市立三依保育園	中三依 321 番地
日光市たんぽぽ広場	藤原 1228 番地
日光市立鬼怒川小学校	藤原 19 番地
日光市藤原保健センター	藤原 19 番地
日光市立藤原中学校	鬼怒川温泉大原 790 番地
日光市立藤原保育園	藤原 419 番地
日光市立鬼怒川保育園	鬼怒川温泉大原 988 番地 2
日光市立下原小学校	鬼怒川温泉大原 2 番地
日光市立下原保育園	日光市鬼怒川温泉大原 2 番地
日光市藤原総合文化会館	鬼怒川温泉大原 1404 番地 1
日光市立鬼怒川児童館	藤原 19 番地
日光市立下原児童館	鬼怒川温泉大原 2 番地 24
鬼怒川地区コミュニティセンター	鬼怒川温泉滝 563 番地 1
赤倉集会所	足尾町赤倉 8 番 8 号
日光市立足尾中学校	足尾町向原 7 番地 1
日光市立足尾小学校	足尾町赤沢 6 番 2 号
日光市足尾市民センター	足尾町通洞 9 番 1 号
南橋集会所	足尾町南橋 2 番地 6
掛水集会所	足尾町掛水 4 番地 18
原集会所	足尾町 3066 番地 1
唐風呂集会所	足尾町 3435 番地 1
餅が瀬集会所	足尾町 3792 番地 2
遠下林業活動センター(遠下集会所)	足尾町遠下 5 番地 12
皇海荘 しらかば苑	足尾町 1782 番地 1
皇海荘すかい寮	足尾町 4413 番地 1

名称	所在地
日光市立栗山中学校	日向 1456 番地
日光市川俣公民館	川俣 805 番地
日光市野門集会所	野門 191-1 番地
日光市日向集会所	日向 579 番地
日光市体験農業交流センター	湯西川 1156 番地
川俣集会所	川俣 963 番地
上栗山集会所	上栗山 197 番地 31
土呂部集会所	土呂部 93 番地
黒部集会所	黒部 208 番地
大王集会所	日向 1477 番地
小穴集会所	日向 409 番地 1
戸中集会所	日向 694 番地
西川集会所	西川 115 番地 13
湯西川下地区集会所	湯西川 168 番地 7
湯西川上集会所	湯西川 1431 番地

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

(平成十七年三月二十八日総務省令第四十四号)

最終改正：平成二七年九月一六日総務省令第七六号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十五条第二項及び第二十六条第四項（これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

(安否情報の収集方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項 及び第二項（法第百八十三条 において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条 において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法）第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条 において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第三条 法第九十五条第一項（法第百八十三条 において準用する場合を含む。次条において同じ。）

の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条 において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第四号 により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第九十五条第一項（法第百八十三条 において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項 に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（安否情報の回答方法）

第四条 法第九十五条第一項 の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の提供）

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第九十五

条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三十一日総務省令第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一六日総務省令第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この条において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード（次項において「住民基本台帳カード」という。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（次項において「個人番号カード」という。）とみなして、第五条及び第六条の規定による改正後の住民基本台帳法施行規則の規定

を適用する。

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

一 第三条の規定による改正後の住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第二条第三項第一号、第五条第一号、第九条第二号及び第十一条第一号イ

二 第九条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（次条において「新公的個人認証法施行規則」という。）第五条第一項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第二項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第四十一条第一項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第二項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第七十五条第二項第一号及び第三項第一号並びに第七十六条第二項第一号及び第三項第一号

三 第十一条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第三条第二項

四 第十一条の規定による改正後の統計法施行規則（以下この号において「新統計法施行規則」という。）第十一条第二項第一号（新統計法施行規則第十六条において準用する場合を含む。）

五 第十二条の規定による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（以下この号において「新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則」という。）第五条第一項第一号イ（新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第十一条第六項、第十二条第一項及び第二項、第十三条第三項、第十四条第三項並びに第二十四条において準用する場合を含む。）

様式第1号 （第1条関係）

様式第2号 （第1条関係）

様式第3号 （第2条関係）

様式第4号 （第3条関係）

様式第5号 （第4条関係）

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居人からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備 考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居人・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安 否 情 報 収 集 様 式 （ 死 亡 住 民 ）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

② 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの 照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備 考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居人・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居人・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連 絡 先	
同意回答者住所		続 柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号 (第2条関係)

安 否 情 報 報 告 書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 担当者名：

[illegible]

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しないものに限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。

3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

第1 総 則

1 趣 旨

この要領は、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災、災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付消防災第100号)」「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付消防救第158号)」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故((1)において「火災等」という。)が発生した場合は、原則として当該火災等の発生した地域に属する消防本部が、火災等に関する即報を県へ報告するものとする。

ただし、火災等が発生した地域が2以上の消防本部にまたがる場合又は火災等が発生した地域の属する消防本部と当該火災等について、主として応急措置(火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等)を行った消防本部が異なる場合は、当該火災等について主として応急措置を行った消防本部又はこれらの火災等があったことの報告を受けた消防本部が報告するものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合は、原則として当該災害が発生した地域の属する市町が災害に関する即報を県へ報告するものとする。

- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、県は、市町又は消防本部からの報告及び自ら収集した情報等を整理し、火災・災害等に関する即報を消防庁へ報告するものとする。

- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、市町又は消防本部は、第一報を県と消防庁へ報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市町又は消防本部は第一報後の報告についても引き続き消防庁へ報告するものとする。

- (5) 市町又は消防本部は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、直ちに分かる範囲でその第一報を報告し、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものから逐次報告するものとする。県は、市町又は消防本部からの報告を入手後、速やかに消防庁へ報告するとともに、市町又は消防本部からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁へ報告するものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報にあたっては、県が消防庁に報告する場合及び市町又は消防本部が直接消防庁に報告する場合は、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。なお報告に万全を期すため、特に第一報においては、要求されない場合を除き、様式を送信した後電話にて報告した旨伝えるものとする。市町及び消防本部が県へ報告する場合は、原則として栃木県防災情報システム端末(栃木県危機管理センター防災端末取扱説明書を参照)からの入力により報告するものとする。また、画像情報を送信できる市町及び消防本部は、(2)により被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性確保のため様式等によることができない場合は、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災即報・・・・・・・・第1号様式

火災を対象とする。(爆発を除く。)

イ 特定の事故即報・・・・・・・・第2号様式

特定の事故(危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故)を対象とする。

ウ 救急・救助事故等即報・・・・・・・・第3号様式

救急事故・救助事故・武力攻撃災害・緊急対処事態を対象とする。なお、ア・イの即報を行うべき火災及び特定の事故に伴う救急事故・救助事故については省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

エ 災害即報・・・・・・・・第4号様式(その1・その2)

災害を対象とする。ただし、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア・イ・ウの即報を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについて

は、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信できる市町及び消防本部（応援団体含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、静止画像電送装置等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災市町の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か迷う場合は、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町又は消防本部は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

(3) 県は、被害状況等の把握にあたり、県警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

(4) 市町及び消防本部は、情報の共有化を図るため相互に連絡を保つものとする。

(5) 市町又は消防本部が県に報告できない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。
この場合において、県と連絡がとれるようになった後は県に報告するものとする。

(6) (1)から(5)にかかわらず、地震等により消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を市町又は消防本部は直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。

(7) 消防庁報告にあたっては「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」により行うものとする。

(8) 県及び消防庁に報告を行うにあたっての連絡先は別表1のとおりとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災即報

(1) 一般基準

火災即報については、次のような人的被害を生じた火災（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災については(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 建物火災

(ア) 特定防火対象物で死者の発生した火災

(イ) 高層建築物の11階以上、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

(ウ) 国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災

(エ) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

(オ) 損害額1億円以上と推定される火災

(カ) 公の施設（官公署、学校、県営住宅等）

イ 林野火災

(ア) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

(イ) 空中消火を要請又は実施したもの

(ウ) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的影響度が高いもの

(エ) 火災現場と送電線・配電線が近距離にあるもの

ウ 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの

(ア) 航空機火災

(イ) 社会的影響度が高い船舶火災

(ウ) トンネル内車両火災

(エ) 列車火災

エ その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示) 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準(2)個別基準に該当しない火災であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること。

(例示) 施設等で多数の人が避難したもの

2 特定の事故即報

(1) 一般基準

特定の事故即報については、原則として次のような人的被害を生じた事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の事故については(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 危険物等に係る事故

危険物、高压ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で次に掲げるもの

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キログラム以上のタンクの火災・爆発又は漏えい事故

(オ) 湖沼・河川への危険物流出事故

(カ) 高速道路等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

イ 原子力災害等

(ア) 放射性物質を輸送する車両において火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(イ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

ウ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発・漏えい及び異臭等の事故であって、社会的影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準(2)個別基準に該当しない事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること。

3 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故又は災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故

(5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。）

(例示) ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・バスの転落による救急・救助事故

・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故

・不特定又は多数の人が利用する建築物及び施設における設備等で発生した救急・救助事故

・全国的に流通している食品の摂取又は製品利用による事故で、他の地域でも同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

4 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について、上記3と同様式を用いて報告すること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する危険が迫っていると認められるに至った事態

5 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 市町が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害が2市町以上にまたがるもので、1市町における被害は軽微であっても県域で見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの
（例示）台風、豪雨、豪雪

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該市町の区域内で震度4以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ 風水害

(ア) 崖崩れ・地すべり・土石流等により、人的又は住家被害が生じたもの

(イ) 河川の溢水・破堤の決壊等により、人的又は住家被害が生じたもの

(ウ) 台風・豪雨により、人的又は住家被害が生じたもの

(エ) 突風、竜巻等により、人的又は住家被害が生じたもの

ウ 雪害

(ア) 雪崩等により、人的又は住家被害が生じたもの

(イ) 道路凍結又は雪崩等により、孤立集落が生じたもの

エ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの

(イ) 火山の噴火により、人的又は住家被害が生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告すること。

第3 直接即報基準

市町又は消防本部は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災即報

(1) 交通機関の火災

第2の1(2)ウに同じ。

(2) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

2 特定の事故即報

(1) 危険物等に係る事故

ア 第2の2(2)ア(ア)(イ)に同じ

イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で

- 500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- ウ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
- (ア) 湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
- (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物の漏えい等
- エ 市街地又は高速道路等におけるタンクローリー事故等に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- オ 市街地又は高速道路で発生したタンクローリー火災
- (2) 原子力災害等
第2の2(2)イに同じ。
- (3) 爆発・異臭等の事故で、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む。）
- 3 救急・救助事故等即報
死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの
- (1) 列車・航空機・船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
- 4 武力攻撃災害
第2の4(1)(2)に同じ。
- 5 災害即報
- (1) 地震が発生し、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の5の(2)のイ、エのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号・第2号・第3号・第4号様式の記入要領は次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」「その他の火災」とし、欄中該当する記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動状況も記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等を記入すること。（消防機関等による応援活動の状況を含む。）

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合は「その他参考事項」欄に各項に掲げる事項を併せて記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者が生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。（ア）において同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び環境

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況・予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報状況

b 避難状況

イ 建物火災で個別基準の(ア)又は(イ)に該当する火災

(ア) 発見及び通報状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情 b 都市構成 c 気象条件 d その他

(ロ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(ハ) 被災者の避難保護状況

(ニ) 市町及び消防本部の応急対策状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野植生

(ロ) 自衛隊派遣要請、出動状況

(ハ) 空中消火実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種、所属、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

<特定の事故即報>

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定事故のうち「事故名」及び「事故種別」の欄中該当する記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は「○○(株)○○工場」のように事業所の名称すべてを記入すること。

(3) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は消防機関が当該事故を覚知した日時、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(4) 物質区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中該当する記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。
なお、当該物質が消防法（昭和２３年法律第１８６号）で定める危険物の場合は、危険物の類別及び品名も記入すること。

(5) 施設の区分

欄中該当する記号を○で囲むこと。

(6) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合は、危険物施設の区分（製造所等の別）も記入すること。

(7) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害状況等を記入すること。

(8) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況、市町の応急対策状況を記入すること。また、他消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動状況も記入すること。

(9) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入すること。

(10) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば記入すること。

（例示）自衛隊派遣要請、出動状況

(11) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合は「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」「被ばく者」「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況等を記入すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中該当する記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には急病人等を含む。

イ 「不明」とは行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等の活動状況も記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について特記すべき事項があれば記入すること。

（例示）・市町、その他関係機関の活動状況

・避難勧告、指示の状況

・避難所設置状況

・自衛隊派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4様式—その1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合）は本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所・日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的・住家被害に重点を置くこと。

ウ 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入するとともに、市町（消防機関含む。）が講じた応急対策も記入すること。

なお、震度6弱以上の地震の場合は、119番通報件数の概数も記入すること。

(例示)・消防、水防、救急・救助等、消防機関の活動状況

- ・避難勧告、指示の状況
- ・避難所設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動状況
- ・自衛隊派遣要請、出動状況

(2) 第4様式—その2 (被害状況即報)

ア 各被害欄

原則として、報告時点で判明している最新数値を記入する。ただし、被害額については省略することができる。

なお「水道」「電話」「電気」「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数・通話不能回線数・停電戸数・供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び解散日時を記入すること。

ウ 災害救助法適用市町名

市町ごとに適用日時を記入すること。

エ 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害発生場所

被害の生じた市町又は地域名

(イ) 災害発生日時

被害の生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風・豪雨・豪雪・洪水・地震等の種別、災害の経過や今後の見通し等

(エ) 応急対策の状況

市町（消防機関含む。）が講じた応急対策を記入すること。

なお、震度6弱以上の地震の場合は、119番通報件数の概数も記入すること。

(例示)・消防、水防、救急・救助等、消防機関の活動状況

- ・避難勧告、指示の状況

- ・避難所設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動状況
- ・自衛隊派遣要請、出動状況
- ・災害ボランティア活動状況

附 則

この要領は、平成 2 年 5 月 1 5 日から施行する。
 この要領は、平成 7 年 1 月 1 7 日から施行する。
 この要領は、平成 8 年 5 月 1 5 日から施行する。
 この要領は、平成 1 2 年 2 月 1 5 日から施行する。
 この要領は、平成 1 2 年 1 2 月 1 日から施行する。
 この要領は、平成 1 5 年 6 月 2 7 日から施行する。
 この要領は、平成 1 5 年 1 0 月 1 5 日から施行する。
 この要領は、平成 1 6 年 3 月 1 日から施行する。
 この要領は、平成 1 6 年 1 1 月 1 日から施行する。
 この要領は、平成 1 8 年 3 月 2 0 日から施行する。
 この要領は、平成 1 9 年 3 月 3 1 日から施行する。
 この要領は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。
 この要領は、平成 2 0 年 5 月 1 日から施行する。
 この要領は、平成 2 0 年 9 月 9 日から施行する。
 この要領は、平成 2 1 年 3 月 2 3 日から施行する。
 この要領は、平成 2 2 年 3 月 2 9 日から施行する。
 この要領は、平成 2 4 年 3 月 3 0 日から施行する。
 この要領は、平成 2 4 年 5 月 3 1 日から施行する。
 この要領は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 連絡先

県	終日	県民 生活部 危機 管理課 及び 消防 防災課	防災行政 ネットワーク	電話	5 0 0 - 2 1 3 6
				F A X	5 0 0 - 2 1 4 6
			N T T回線	電話	0 2 8 - 6 2 3 - 2 1 3 6
				F A X	0 2 8 - 6 2 3 - 2 1 4 6
消防 庁	勤務時間内 (平日 9 時 3 0 分 ～ 1 8 時 1 5 分)	応急 対策室	N T T回線	電話	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 2 7
				F A X	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 3 7
			地域衛星 ネットワーク	電話	発信特番 - 0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 9 0 1 3
				F A X	発信特番 - 0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 9 0 3 3
	勤務時間外	宿直室	N T T回線	電話	0 3 - 5 2 5 3 - 7 7 7 7
				F A X	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 5 3
			地域衛星 ネットワーク	電話	発信特番 - 0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 9 1 0 2
				F A X	発信特番 - 0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 - 4 9 0 3 6

第1号様式（火災）

第 報

送付先：栃木県県民生活部危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136 NTT-TEL 028-623-2136)			
(月 日 時 分現在)		報告者名	(TEL)

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他						
出火場所			栃木県防災 情報マップ 6- , - (英字) (数字)				
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) (月 日 時 分)				
火元の業態・ 用 途		事業所名 (代表者氏名)					
出火箇所		出火原因					
死傷者	死者 (性別・年齢) 負傷者 重症 中等症 軽症	人 人 人 人	死者の生じた 理 由				
建物の概要	構造 延べ面積 階層						
焼損程度	<table border="0"> <tr> <td>焼損棟数</td> <td> 全焼 半焼 部分焼 ぼや 棟 棟 棟 棟 </td> <td>計棟</td> </tr> </table>	焼損棟数	全焼 半焼 部分焼 ぼや 棟 棟 棟 棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m^2 m^2 a
焼損棟数	全焼 半焼 部分焼 ぼや 棟 棟 棟 棟	計棟					
り災世帯数		気象状況					
消防活動状況	消防本部 (署) 消 防 団 そ の 他	台 台	人 人 人				
救急・救助 活動状況							
災害対策本部等 の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

送付先：栃木県県民生活部危機管理課・消防防災課		報告日時	年	月	日	時
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	分				
第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136 NTT-TEL 028-623-2136)		市町 (消防本部名)				
事故名 { 1 危険物等に係る事故 2 原子力施設等に係る事故 3 その他特定の事故 (月 日 時 分現在)		報告者名	(TEL)			
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()					
発生場所						
事業所名						
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	発見日時	(月 日 時 分)			
		鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI 等 7.その他 ()		物質名			
施設の区分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他 ()					
施設の概要	危険物施設の区分					
事故の概要						
死傷者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人) 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)			
消防防災活動状況 及び 救急・救助活動状況			出場機関	出場人員	出場資機材	
			事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人		
			その他	人		
			消防本部 (署)	台 人		
			消防団	台 人		
	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		自衛隊	人		
		その他	人			
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

送付先：栃木県県民生活部危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
※第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)			
		報告者名	(TEL)

(月 日 時 分現在)

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急処理事態
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)		覚知方法	
事故等の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)		負傷者等 人(人)	
	計 人		{ 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)	
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)			救助人員	
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部等 の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

送付先：栃木県県民生活部危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
※第一報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 【県から要求した場合は除く】 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	(TEL)

(月 日 時 分現在)

災 害 の 概 況	発生場 所					発生日時	月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況									

《危機管理課・消防防災課確認事項》

- 1 死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
- 2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
- 3 非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
- 4 住民の避難の状況について確認する。(避難指示・避難勧告・自主避難の区別をはっきりさせること。)
- 5 道路、崖くずれの状況について確認する。

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第 4 号様式（その 2）〔被害状況即報〕

終日		NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146				送付先：栃木県県民生活部危機管理課・消防防災課（NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136） ※第一報については F A X 送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】																	
市町名 (消防本部名)						区分			被害		区分			被害		備考							
報告者名		(Tel)				田	流出・埋没		ha		公立文教施設		千円		災害発生場所								
災害名		災害名					冠水		ha		農林水産業施設		千円										
報告番号		第 報 (月 日 時現在)					畑	流出・埋没		ha		公共土木施設		千円						災害発生年月日			
								冠水		ha		その他の公共施設		千円						災害の種類概況			
							文教施設			箇所		小計		千円									
							病院			箇所		公共施設被害市町数		団体									
							道路			箇所		そ の 他	農産被害		千円		応急対策の状況						
							橋りょう			箇所			林産被害		千円								
							河川			箇所			畜産被害		千円								
							砂防			箇所			水産被害		千円								
						清掃施設			箇所		商工被害		千円										
						崖くずれ			箇所		その他		千円										
						鉄道不通			箇所		被害総額		千円		1 1 9 番通報件数 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 その他								
						被害船舶			隻		災害等の設置状況 本部												
						水道			戸														
						電話			回線														
						電気			戸														
						ガス			戸														
						ブロック塀等			箇所														
											災害救助法適用状況												
						り災世帯数※2			世帯														
						り災者数※2			人														
						火災※3発生	建物		件														
							危険物		件		消防職員出動延人数		人										
							その他		件		消防団員出動延人数		人										
非住家※1		公共建物		棟																			
		その他		棟																			

◎用語の定義については、「災害報告取扱要領(昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号)」によるが、特に次のことに注意すること。
※1 非住家は全壊及び半壊の被害を受けたもののみ計上すること。
※2 り災世帯及びり災者数は全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及び人数を計上すること。
※3 火災発生については地震又は火山噴火の場合のみ計上

◎被害額は省略することができるものとする。

◎ 1 1 9 番通報の件数は、1 0 件単位で、例えば約 1 0 件、3 0 件、5 0 件（5 0 件を超える場合は多数）と記入すること。